

水産関係地方公共団体交付金等実施要領

平成22年 3 月 26 日 21水港第2631号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

最終改正 平成31年 3 月 27 日 30水港第2589号

第 1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、地域の抱える課題や実情を踏まえ、地方が自主性を活かした取組を行うことが求められている。

本交付金等は、地方の自主性を活かした取組に対し国が総合的に支援を行うことにより、水産基本法（平成 1 3 年法律第 8 9 号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図るものである。

第 2 事業の内容等

各事業に係る事項は下記に定めるほか、別表 1 に掲げるとおりとする。

1 離島漁業再生支援交付金

（1）基本交付金について

ア 基本的考え方等

（ア）基本的考え方

基本交付金とは、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落を支援するものである。

なお、基本交付金の交付は、販売・生産の面で不利な条件にある離島地域の漁業集落において、生産性の向上、付加価値の向上等による漁業収益の向上等により、漁業再生活動（漁業の再生等に関する話し合い、漁場の生産力の向上に関する取組及び漁業の再生に関する実践的な取組をいう。以下同じ。）の自立的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

（イ）推進上の留意点

漁業再生活動の継続を実効性のあるものにしていくためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が密接な連携の下に実施していくことが必要である。

イ 仕組み

国は、予算の範囲内において市町村がオの（イ）に掲げる活動を行う対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、基本交付金を都道府県に対して交付する。

ウ 対象地域

基本交付金の交付対象となる地域（以下 1 において「対象地域」という。）

は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域とする。

（ア）次の a から d までのいずれかに該当する地域とする。なお、a に該当する地域にあっては、本土（本土と架橋によって結ばれている離島を含む。以下同じ。）からの航路時間がおおむね 30 分以上又は本土からの航路距離が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 6 項で定める水域という。）で 15 km 以上若しくはその他の水域で 10 km 以上の離島（以下「一般離島」という。）

a 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

b 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄

c 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島

d 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

（イ）（ア）の a に該当する地域のうち、都道府県知事が一般離島に準じる不利性を有すると認定した地域（以下「特認離島」という。）。)

エ 市町村離島漁業集落活動促進計画

市町村長は、基本交付金、2 に規定する離島漁業新規就業者特別対策交付金（以下「特別交付金」という。）及び 3 に規定する特定有人国境離島漁村支援交付金（以下「支援交付金」という。）の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、市町村離島漁業集落活動促進計画（以下「促進計画」という。）を次により策定する。

（ア）促進計画には、次に掲げる事項について水産庁長官が別に定めるところに基づき記載する。なお、c の（b）及び（c）については、特別交付金及び支援交付金の交付をそれぞれ受けようとする市町村のみ記載することとする。

a 趣旨

b 対象地域、対象漁業集落、海岸線延長及び地域の漁業の現状

c 漁業の振興方向に関する目標

（漁業所得を含む定量的な目標を複数設定すること）

（a）基本交付金に関する事項

（b）特別交付金に関する事項

（c）支援交付金に関する事項

d 集落協定の共通事項

e 集落相互間の連携

f 関係機関との連携

g 交付金の使用方法

h 集落協定の認定期限

i 実施状況の公表

j その他必要な事項

(イ) 促進計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。ただし、平成28年度以降に促進計画を策定した場合は、平成31年度までの残存期間とする。なお、支援交付金による支援を行おうとする場合は、最長5年間の計画を記載することとする。

(ウ) 市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けるものとする。

オ 実施方法

(ア) 対象漁業集落

基本交付金の交付対象となる漁業集落（以下1において「対象漁業集落」という。）は、集落協定に基づき、集落協定の計画期間（以下「計画期間」という。）を通じて漁業再生活動を行う集落であって、次のaからhまでの全ての要件を満たす集落とする。

- a 対象地域内に存在すること。
- b 目的、構成員、役員及び経費等について定めた規約を有すること。
- c 漁業経営体が3経営体以上存在すること。
- d 漁業世帯が4戸以上存在すること。
- e 活動の中核となりうる65才未満の漁業世帯を含むこと。
- f 担い手、高齢者、兼業者、水産関係者、サポーター等の役割分担が定着し、基本交付金による支援がなくても対象漁業集落として漁業再生活動の継続が可能になると判断される場合に該当するものでないこと。
- g 漁業就業者一人当たりの平均漁業所得が、同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（家計調査年報（総務省統計局）の「各都道府県庁所在地別1世帯当たり1ヶ月間収入」の直近3ヶ年の平均額÷世帯内の有業人員数×12ヵ月）を上回る場合に該当するものでないこと。
- h 漁業再生活動により、対象漁業集落内の漁業就業者人口について、一時的ではなく、継続的に一定程度の増加が見られるようになった場合（集団移転等特別な場合を除く。）に該当するものでないこと。

(イ) 対象行為

基本交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）は、集落協定に基づき、対象漁業集落が計画期間を通じて行う次のaからcまでの活動とする。

a 漁業の再生に関する話し合い等

対象漁業集落がb及びcの取組を実施するための話し合い並びに基本交付金、特別交付金及び支援交付金の管理事務

b 漁場の生産力の向上に関する取組

対象漁業集落が行う次の（a）から（e）までの取組

（a）種苗放流

（b）漁場の管理・改善

（c）産卵場・育成場の整備

(d) 漁場監視

(e) その他水産庁長官が認める取組

ただし、水質維持改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃及び海底清掃に係る取組を除く。

c 漁業の再生に関する実践的な取組

対象漁業集落が行う創意工夫を活かした漁業生産・加工・流通・交流等に関する実践的な取組

なお、この取組は、漁業者自らがを行うことにより集落内での普及・定着を目指すものであって、かつ、当該対象漁業集落にとって新規性を含んだもの（例えば、当該集落内で一部行われているが普及・定着が十分でないもの、長期間行われていない漁業・漁法の復元及び従前の集落活動の改良・改善を含む。）とする。

(ウ) 交付対象経費

交付対象経費は、(イ) に定める取組に要する経費に限る。なお、事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の調達は、原則としてリースにより行うこととする。ただし、リースによる調達が困難又は経済的でない場合は、この限りでない。また、対象漁業集落は、50万円以上の財産を取得する場合は、事前に市町村と協議する。なお、土地の購入費は交付の対象としない。

(エ) 集落協定

a 集落協定は、対象漁業集落において漁業再生活動を行う漁業者等の間で締結されるものであって、促進計画の内容に即し、次の(a)から(1)までの事項を規定したものとする。なお、(i)及び(j)については、特別交付金及び支援交付金による支援をそれぞれ受けようとする対象漁業集落のみ記載することとする。

(a) 協定の趣旨

(b) 集落協定の役員、構成員の氏名及び住所並びに協定対象漁業世帯数

(c) 計画期間

(d) 対象漁業集落の範囲、海岸線延長及び操業水域

(e) 対象漁業集落の目標

(f) 対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向

(g) 基本交付金のうち漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項

(h) 基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項

(i) 特別交付金に関する事項

(j) 支援交付金に関する事項

(k) 連絡体制

(1) その他必要な事項

b 集落協定の期間は、原則として平成27年度から平成31年度までの5年間とする。ただし、平成28年度以後に集落協定を締結した場合は、当該集落協定の期間は平成31年度までの残存期間とする。なお、支援交付

金による支援を行おうとする場合は、最長５年間の計画を記載することとする。

- c 対象漁業集落は集落協定を策定し、又は変更しようとするときは、市町村長の認定を受けるものとする。なお、集落協定を変更する際は、変更点以外についても記載事項を点検し、修正が必要な箇所については最新のものに改めるものとする。

(オ) 離島漁業再生支援交付金実施計画

- a 都道府県知事は、別記様式第１号により離島漁業再生支援交付金実施計画（以下１において「実施計画」という。）を作成し、水産庁長官に協議するものとする。
- b 都道府県知事は、交付決定の変更が必要な場合又は基本交付金の追加交付が必要な場合は、別記様式第１号に倣い水産庁長官に実施計画の変更協議を行う。

(カ) 交付額

- a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、基本交付金の交付対象となる経費を定額により交付する。
- b 基本交付金の対象漁業集落への交付限度額は、エの（ア）のbの対象漁業集落の海岸線延長に交付単価と漁業世帯密度係数を乗じた額の範囲内とする。

（算定式）

交付限度額＝対象漁業集落の海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数

- c 海岸線延長の測定方法、漁業世帯密度係数の算定式及び交付単価については、別途水産庁長官が定めるものとする。

(キ) 地方公共団体による支援

地方公共団体は、対象漁業集落を支援するため一定額を負担するよう努めるものとする。

なお、地方公共団体の負担については、基本交付金と合わせて交付することを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

(ク) 基本交付金の返還

- a 市町村は、本事業において対象漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合は、基本交付金の返還を対象漁業集落に求めるとともに、対象漁業集落に対する基本交付金の支払いを停止する。
- b 市町村長は、速やかに当該事実を都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。
- c 都道府県及び市町村は、基本交付金を返還するような事態を防止するため、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３２号）、本要領及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３０号）（以下「本要領等」という。）の規定並びに集落協定、実施計画及び交付

決定で定められた事項を対象漁業集落が遵守するよう指導する。

(ケ) 実績報告

都道府県知事は、毎年度、集落協定に定められている交付金係る取組の実績報告を別記様式第2号により取りまとめ、翌年度の5月末までに水産庁長官に報告するものとする。

(コ) 証拠書類の保管

- a 市町村は、基本交付金、特別交付金及び支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、当該交付金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- b 市町村は、基本交付金、特別交付金又は支援交付金による支援を受けた対象漁業集落が会計経理を適正に行うよう、また、支援を受けた年度の翌年度から起算して5年間は経理書類を保管するよう指導する。

(サ) 水産多面的機能発揮対策との調整

市町村は、同一の場所（水面）で、基本交付金と水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する水産多面的機能発揮対策事業をいう。）で同種の活動が重複して実施されることのないよう注意する。

(2) 離島漁業再生支援推進交付金について

ア 離島漁業再生支援推進交付金（以下「推進交付金」という。）の目的

国は、予算の範囲内において、基本交付金、特別交付金及び支援交付金（以下（2）において「交付金」という。）に係る地方公共団体の事務に必要な経費に充てるため、都道府県及び都道府県を通じて市町村に推進交付金を交付する。

イ 推進交付金の助成対象

推進交付金の助成対象は、次のとおりとする。

(ア) 都道府県事務費

- a 市町村説明会の開催
- b 市町村に対する指導
- c 特認離島の審査認定
- d 促進計画の策定指導及び審査
- e その他交付金事業の実施に必要な事務

(イ) 市町村事務費

- a 促進計画の策定
- b 集落説明会の開催
- c 集落協定の作成指導
- d 漁業集落、漁業協同組合、新規就業者、被支援者（起業者、事業拡大者）等への指導
- e 各種認定・確認・協議事務
- f その他交付金事業の実施に必要な事務

(3) 離島漁業再生支援交付金の実施期間

本交付金の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

2 離島漁業新規就業者特別対策交付金

(1) 特別交付金の基本的考え方

人口減少や高齢化等が進展する離島地域の漁業集落においては、漁船、漁具等のリースの取組を推進することにより新規就業者の初期負担を軽減し、もって新規就業者の確保・定着を促進する必要がある。

(2) 仕組み

国は、予算の範囲内において、市町村が(5)のウの(ア)に規定する支援の対象となる対象漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、特別交付金を都道府県に対して交付する。

(3) 対象地域

特別交付金の交付対象となる地域(以下2において「対象地域」という。)は、1の(1)のウに掲げる地域とする。

(4) 市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村長は、本事業を実施するに当たっては、特別交付金に係る取組を促進計画に記載する。

(5) 実施の方法

ア 対象漁業集落

特別交付金の交付対象となる漁業集落は、1の(1)のオの(ア)の対象漁業集落であって基本交付金による支援を受けており、かつ、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき水産庁長官により承認されたものをいう。以下同じ)を策定した地域に含まれる漁業集落とする。

イ 新規就業者

特別交付金の支援対象となる新規就業者は、アの集落で漁業を営み、又は営む予定の者であって、次の要件の全てを満たす者とする。

(ア) 独立して漁業を営んで3年未満の者であって45歳以下の者

なお、漁業人材育成総合支援事業のうち長期研修支援事業(水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)第2の別表「2. 漁業経営の安定」のうち、3の(1)のイの(イ)「長期研修支援事業」に係るものをいう。)の研修受講者にあっては48歳以下とする。

(イ) 漁船のリースを希望する者にあつては、動力漁船(船外機船を除く。)を所有していないこと。

(ウ) 本事業の実施初年度から3年間以上漁業に従事する予定であつて意欲がある者であること。

ウ 支援内容

(ア) 特別交付金により、集落協定に基づき漁船等（支援対象新規就業者の二親等以内の親族が所有又は所有していた漁船等を除く。）を次の a 又は b のいずれかの方法により新規就業者に貸し付ける際のリース料の一部を支援する（支援期間は最長 3 年間とする。）。

なお、計画期間が前年度から継続している取組で要件に合致するものについては、4 月 1 日から交付の対象とすることができるものとする。

a 対象漁業集落が漁業協同組合と漁船等の貸借契約を結び、借り受けた漁船等を対象漁業集落が新規就業者に転貸する方法

b 漁業協同組合が新規就業者と漁船等の貸借契約を直接結ぶ方法

(イ) リース契約の対象となる漁船等とは、船体、機関、GPS航法装置・魚探装置・集魚灯などの漁労設備、漁網（消耗品を除く。）並びに漁業用機器及び器具とする。

(ウ) リース料に対する市町村の支援の範囲は、漁船等の減価償却費（定額法又は定率法のいずれかを選択）に諸経費（漁船登録料、船舶検査料等）、修繕費、管理費（貸出漁船等を確保するための手数料、通信費、運搬費等）及び固定資産税等を加算したものとする。ただし、リース対象の漁船等が建造又は購入に際して国又は地方公共団体から助成を受けている場合は、リース料のうち助成相当額を支援対象から除く。

なお、耐用年数等については、次の省令の該当箇所を参照する。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第 1

償却方法：定額法及び定率法は、省令第 5 条

償却率：定額法においては省令別表第 8、定率法においては省令別表第 10

(エ) 漁船・漁労設備及び漁具等のリース料に対する市町村の交付額は、市場における新品・中古品の価格を参考として決定する。

(オ) 市町村は、リースした漁船について自己の負担で漁船保険に加入するよう、また、リースした漁船等の一般的な維持管理費についても自己負担するよう、新規就業者を指導する。

(カ) 市町村は、新規就業者に対して漁業法等の漁業関係法令、都道府県の漁業調整規則及び漁業調整委員会指示を遵守するよう指導する。

エ 集落協定への追加

対象漁業集落は、「特別交付金に関する事項」を集落協定に記載する。

オ 離島漁業新規就業者特別対策交付金実施計画

(ア) 都道府県知事は、別記様式第 3 号により特別交付金実施計画（以下 2 において「実施計画」という。）を作成し、水産庁長官に協議する。

(イ) 都道府県知事は、交付決定の変更が必要な場合又は追加交付が必要な場合は、別記様式第 3 号に倣い水産庁長官に実施計画の変更協議を行う。

カ 交付額

国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、特別交付金の交付対象となる経費の1／2以内の額を定額により交付する。

キ 地方公共団体による支援

地方公共団体は、リース料の支援として一定額を負担するよう努める。

なお、地方公共団体の負担については、国の特別交付金と合わせて交付をすることを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

ク 実績報告

都道府県知事は、毎年度、集落協定に定められている交付金に係る取組の実績報告を別記様式第4号により取りまとめ、翌年度の5月末までに水産庁長官に報告するものとする。

ケ 交付金の終了

特別交付金の交付は、次のいずれかに掲げる場合に終了する。

(ア) 新規就業者又は対象漁業集落が支援の終了を申し出た場合

(イ) 新規就業者が漁業活動を終了した場合

(ウ) 新規就業者が、計画期間内において、自己資金で漁船等を購入した場合

(エ) 特別交付金による支援がなくても新規就業者が漁業活動を継続することが可能と判断される場合

(オ) 新規就業者が死亡した場合又は事故等により操業の継続が困難となった場合

(カ) その他事業実施主体である市町村が本事業を終了することが適当と判断した場合

コ 特別交付金の返還

(ア) 市町村は、次のいずれかに掲げる場合に、支払った交付金の返還をこれらの者に求めるとともに、これらの者に対する交付金の支払を停止する。

a 特別交付金に係る新規就業者又は対象漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合

b 新たに新規就業者が適格性を有しない者に該当した場合

c 新規就業者が対象漁業集落又は市町村に対して虚偽の報告を行った場合又は対象漁業集落が市町村に虚偽の報告を行った場合

d 新規就業者又は対象漁業集落が本事業に関連して違法若しくは不法な行為を行った場合又は不当な利益を得た場合

e 当該年度に新規就業者が漁業活動を行わなかった場合

f 新規就業者が適格性を有しない者であることが判明した場合

g 新規就業者又は対象漁業集落が、集落協定に定められた取組の実施以外の目的に支援交付金を使用していると認められる場合

(イ) 市町村長は、速やかに当該事実を都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。

(ウ) 都道府県及び市町村は、特別交付金を返還するような事態を防止するため、本要領等の規定並びに集落協定、実施計画書及び交付決定書で定められた事項を新規就業者及び漁業集落が遵守するよう指導する。

サ 支援交付金との調整

市町村は、新規就業者が特別交付金と支援交付金で同種の支援を重複して受けることのないよう注意する。

(6) 特別交付金の実施期間

本交付金の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

3 特定有人国境離島漁村支援交付金

(1) 支援交付金の基本的考え方

ア 我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。)の下、雇用機会の拡充や安定的な漁業経営の確保等を図ることが求められている。

イ このため、離島の中でも特に遠隔であるなど不利性が高いとして有人国境離島法第2条第2項において定められた特定有人国境離島地域(以下「国境離島地域」という。)において行われる水産物等地域資源を活用した漁業集落の雇用創出活動(雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備をいう。以下同じ。)を支援し、雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展を図ることとする。

(2) 仕組み

国は、予算の範囲内において、市町村が(5)のエに掲げる雇用創出活動を行う被支援者又は雇用創出活動を支援する漁業集落に対して交付金を交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるために、都道府県が市町村に交付するのに要する経費の全部又は一部に充てるため、支援交付金を都道府県に対して交付する。

(3) 対象地域

交付金の交付対象となる地域(以下3において「対象地域」という。)は、国境離島地域とする。

(4) 市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村長は、本事業を実施するに当たっては、交付金の交付を円滑に実施するため、促進計画に雇用創出活動に係る事項を記載する。

(5) 実施方法

ア 集落協定への追加

対象漁業集落は、次の(ア)から(エ)までについて集落協定に記載する。

(ア) 雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者及び構成員

(イ) 雇用創出活動を支援する漁業集落の範囲

(ウ) 具体的な支援内容

(エ) 連絡体制

イ 雇用創出活動を支援する漁業集落

雇用創出活動を支援する漁業集落は、基本交付金の支援を受けている対象漁

業集落に含まれ、1の(1)のオの(ア)のb及びdを満たす集落とする。

ウ 被支援者

(ア) 被支援者とは、漁業集落の同意と支援を得て、漁業集落内に店舗、工場、事務所等の取組の拠点（漁船漁業及び海面養殖にあつては被支援者の住居を取組の拠点とみなすことができるものとする。）を置き、エの(ア)の取組を実施することにより雇用の創出を図る者とする。ただし、海業においては、市町村長が適当と認めた場合に限り、取組の拠点を漁業集落の外に置くことができるものとする。また、次のaからhまでに該当する者は除くが、このうちa及びbについては、市町村長が適当と認めた場合はこの限りではない。なお、これらの場合、市町村長は、書面により、都道府県知事に対して適当と認めた理由を報告する。

- a 同一の漁業集落において過去に本事業の支援を受けた実績を有する者
- b 漁業又は海業を廃業してから5年間を経過していない者
- c 法律上の責任能力のない者
- d 交付金の申請日の前日から起算して過去1年間に事業主として労働に関する法令に違反した者
- e 公序良俗に反する者又は公序良俗に反する集団に関係する者
- f 本事業を含む類似の事業の中止に常習性が認められる者
- g その他事業実施主体である市町村が本交付金による支援が適当でないと判断する者
- h 上記aからgまでに該当する者と同一性が認められる法人又は上記aからgまでに該当する者の支配下若しくは共謀の関係にあると認められる者

(イ) 雇用の創出とは、雇用期間の定めがなく、かつ、所定労働時間が週20時間以上で被支援者が直接雇用する従業員又は事業専従者（配偶者を除く。）（以下3において「常勤者」という。）を、離島が属する都道府県の最低賃金以上で新たに1人以上雇用することをいう。この場合、被支援者が同一の離島地域内で雇用する常勤者の総数が、本取組により新規に雇用した常勤者以上に増加していなければならない。なお、漁業又は海業を起業する場合は、被支援者本人を「常勤者」とみなす。

(ウ) 常勤者は、国境離島地域内に居住し、過去1年以内に同一の被支援者に雇用された実績のない者でなければならない。

エ 支援対象行為

支援交付金による支援対象行為は、集落協定に基づき行われる次の雇用創出活動とする。

(ア) 雇用を創出するための取組

本取組は、被支援者が新たに人（常勤者1名以上を含む。）を雇用し、漁業又は海業の起業又は事業拡大を行うことをいう。ただし、市町村長が特に認めない限り、集落に存する既存の事業（専ら集落の居住者及び集落に来訪する者を営業対象として行う取組に限る。）と重複しないことを条件とする。「起業」及び「事業拡大」の定義は、次のa及びbのとおり。

a 起業とは、現時点で事業を行っていない個人が、個人事業者として又は法人を設立して、自己の名をもって、個人事業者として又は法人の代表者として新たに事業を開始する場合をいう（零細な磯根漁業からの転換を含む。以下同じ。）。

b 事業拡大とは、売上げの増加を目的に、既存の事業者が自己の名をもって既存の事業に加えて新たな事業を開始し、又は既存の事業の規模を拡大することをいう。

(イ) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

被支援者が行う、(ア) の取組を漁業集落として支援するため、漁業集落が行う集落及びその周辺における定期的な清掃活動等の環境整備をいう。なお、本活動は、(ア) の取組に先行して実施することができる。

オ 交付対象経費

交付対象経費は、エに定める取組に要する次の経費とする。

(ア) 雇用に創出するための取組

交付対象となる経費は、常勤者の雇用期間中における次の経費とする。なお、事業拡大にあつては、既存の施設に加えて新たに店舗若しくは事業所を開設する場合又は船舶の増隻を行う場合を除いて、支援対象はb、e及びgの経費に限る。

a 設備費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費

ただし、老朽化等による単純な更新は支援対象としない。

b 増員した従業員に必要な備品の購入費又は借料

c 広告宣伝費

d 店舗等借料

e 人件費

f 島外からの事務所移転費

g 従業員の資格取得・講習受講経費

h 燃油費（船舶が使用するものに限る。）

i 漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費及び光熱費。なお、光熱費については陸上養殖に限る。

(イ) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

交付対象となる経費は、次の経費とする。なお、同一年度にエの（ア）の取組を行う被支援者を支援する漁業集落に対して、優先的に配分することとする。

a 資材費

b 消耗品費

c 人件費

d 借料・損料

e 雑役務費（委託費・請負費を含む。）

f その他エの（ア）の取組を効果的に進める上で必要と市町村が認めた経費

カ 特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画

- (ア) 都道府県知事は、別記様式第5号により特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画（以下3において「実施計画」という。）を作成し、水産庁長官に協議するものとする。
- (イ) 都道府県知事は、交付決定の変更が必要な場合又は追加交付が必要な場合は、別記様式第5号に倣い水産庁長官に実施計画の変更協議を行う。

キ 交付額

- (ア) 雇用を創出するための取組
 - a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、支援交付金の交付対象となる経費の1/2以内の額を定額により交付する。
 - b 交付上限額は1被支援者当たり600万円とする。
 - c 1漁業集落で複数の取組は同時に行えないものとする。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は、交付上限額の範囲内で複数の取組を行うことができる。
 - (a) 業種が異なる場合
 - (b) 漁業又は養殖業の場合
- (イ) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備
 - a 国は、都道府県に対して、予算の範囲内で、対象となる経費を定額により交付する。なお、交付上限額は1漁業集落当たり150万円とする。ただし、人件費については100万円を上限とする。
 - b エの（ア）の取組を行う漁業集落を含む複数の漁業集落（隣接するなど地理的に一体性のある集落に限り、最大で3漁業集落までとする。）が共同で環境整備を行う場合は、これら全ての漁業集落を交付の対象とする。

ク 地方公共団体による支援

- (ア) 地方公共団体は、一定額を負担するよう努める。
- (イ) なお、地方公共団体の負担については、国の支援交付金と合わせて交付することを前提に、所要の地方財政措置が講じられる。

ケ 実績報告

都道府県知事は、毎年度、集落協定に定められている交付金に係る取組の実績報告を別記様式第6号により取りまとめ、翌年度の5月末までに水産庁長官に報告するものとする。

コ 交付金の終了

- 支援交付金の交付は、次のいずれかに掲げる場合に終了する。
- (ア) 被支援者又は漁業集落が支援の終了を申し出た場合
- (イ) 被支援者又は漁業集落が本事業の支援対象となった事業を終了した場合
- (ウ) 被支援者が死亡又は解散した場合。ただし、支援対象となる事業を承継した者（本交付金による被支援者としての適格性を有する者に限る。）が支援対象事業に係る交付条件の全てを継承する場合は、この限りでない。
- (エ) 初年度に被支援者が起業又は事業拡大により雇用の創出を行わなかった場合

(オ) 被支援者が起業又は事業拡大した事業に従事させる目的で雇用した常勤者全員が退職し、解雇され、又これらの事業から外れた場合

(カ) その他事業実施主体である市町村が本事業を終了することが適当と判断した場合

サ 支援交付金の返還

(ア) 市町村は、次のいずれかに掲げる場合に、支払った交付金の返還をこれらの者に求めるとともに、これらの者に対する交付金の支払を停止する。

a 支援交付金に係る被支援者又は漁業集落の不正な事実又は行為が判明した場合

b 新たに被支援者が適格性を有しない者に該当した場合

c 被支援者が漁業集落又は市町村に対して虚偽の報告を行った場合又は漁業集落が市町村に虚偽の報告を行った場合

d 被支援者又は漁業集落が本事業に関連して違法若しくは不法な行為を行った場合又は不当な利益を得た場合

e 当該年度に被支援者又は漁業集落が雇用創出活動を行わなかった場合

f 被支援者が適格性を有しない者であることが判明した場合

g 被支援者又は漁業集落が、集落協定に定められた取組の実施以外の目的に支援交付金を使用していると認められる場合

(イ) 市町村長は、速やかに当該事実を都道府県知事に、また、都道府県知事は水産庁長官に報告する。

(ウ) 都道府県及び市町村は、交付金を返還するような事態を防止するため、本要領等の規定並びに集落協定、実施計画書及び交付決定書で定められた事項を被支援者及び漁業集落が遵守するよう指導する。

シ 離島漁業新規就業者特別対策交付金との調整

市町村は、被支援者が、支援交付金と特別交付金で同種の支援を重複して受けることのないよう注意する。

(6) 事業の実施期間等

ア 支援交付金の実施期間

支援交付金の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

イ 被支援者及び漁業集落に対する支援期間

支援交付金による被支援者及び漁業集落に対する支援期間は、最長5年間とする。

4 水産業改良普及事業交付金

(1) 普及事業の内容

交付金の交付の対象となる普及事業の内容は、次のとおりとする。

ア 水産業普及指導員の設置

(8) の任用資格を有する者を水産業普及指導員（以下「普及指導員」という。）として設置すること。

イ 普及指導員の活動

- (ア) 計画的に担当する区域を巡回し、適切かつ効果的な普及活動を行うこと。
- (イ) 普及活動の円滑化を図るため、普及指導員室に巡回指導用の施設、普及指導員の活動に必要な機械、機材等を整備すること。
- (ウ) 漁業の動向及び漁業技術の進歩に対応し、的確な普及活動を推進するため、計画的な研修を実施し、普及指導員の資質の向上を図るとともに、国が実施する研修に普及指導員を派遣すること。
- (エ) その他効率的かつ効果的な普及活動に資する取組を行うこと。

(2) 普及事業の実施

都道府県知事は、普及事業を実施するに当たっては、(1)のアからイの事業が相互有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。

(3) 普及事業の運営指針及び実施方針

ア 運営指針の策定

水産庁長官は、普及事業の効率的な運営を図るため、都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を内容とする普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。

- (ア) 普及指導体制の整備に関する基本的事項
- (イ) 普及活動の効率化に関する基本的事項
- (ウ) 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
- (エ) その他普及事業の運営に関する基本的事項

イ 実施方針の策定

普及事業を実施する都道府県知事は、運営指針を基本として、次に掲げる事項を内容とする普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

- (ア) 普及指導体制の整備に関する基本的事項
- (イ) 普及活動の効率化に関する基本的事項
- (ウ) 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
- (エ) その他普及事業の運営に関する基本的事項

ウ 実施方針の報告

都道府県知事は、実施方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、水産庁長官に報告するものとする。

(4) 事業実施計画書の提出

普及事業を実施する都道府県知事は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎年度水産業改良普及事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(5) 普及組織の整備

ア 普及指導員の設置

都道府県は、普及事業を行うため、普及指導員を置くことができる。

普及指導員は、行政職の職員をもって充てる。

イ 普及指導員の配置

(ア) 普及指導員は、普及指導員室に配置するものとする。

(イ) 配置規程等

普及指導員の配置、駐在及び服務等に関して都道府県知事は、別に規程、要領等を定めるものとする。

(6) 普及指導員の職務

普及指導員は、次に掲げる業務を行う。

ア 試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うこと。

イ 漁業者に接触して技術及び知識の普及指導に当たること。

(7) 普及指導員の活動の円滑化

ア 都道府県は、普及指導員の行う調査及び普及活動と試験研究機関の行う普及事業に必要な新技術等の試験研究とが密接な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ 都道府県は、普及指導員の任務の遂行について、他の区域の普及指導員又は自己の区域の水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員（以下「男女共同参画等を担当する職員」という。）との連携を保ちつつ普及活動が円滑かつ効果的に遂行できるよう留意するものとする。

(8) 普及指導員の任用資格

次の資格のいずれかに該当する者でなければ、普及指導員に任用されることはできない。

ア 農林水産大臣が実施する水産業普及指導員資格試験（別表２水産業普及指導員資格試験実施要領により実施）に合格した者

イ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成１１年法律第１９９号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成２７年法律第７０号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成１１年法律第１９１号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成１２年政令第３３３号）による改正前の農林水産省組織令（平成１２年政令第２５３号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和２７年政令第３８９号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）による試験研究機関若しくは学校教育法による大学、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会（昭和２３年５月１日に財団法人漁村教育会という名称で設立された法人をいう。）全国漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近１５年のうち１２年以上に達するもの

ウ 外国において、イに規定する者に相当する学歴又は職歴を取得したと認められる者

エ この要領による廃止前の水産業改良普及事業推進要綱第9条の（1）の水産業普及指導員資格試験に合格した者

オ 平成17年4月1日付で廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（昭和40年4月21日付40水調第181号農林事務次官依命通知）別紙2の要領に基づき実施された水産業専門技術員資格試験に合格した者

（9）普及指導員の資質の向上

普及事業の主体は、普及指導員の教育的活動であり、普及指導員の能力が本事業の成否を左右するものであるから、これら職員の普及指導能力の向上を図ることが重要である。特に、最近における漁業技術の高度化、経営の近代化、漁業従事者の資質の向上等に対応できるよう普及指導能力を高めるため、国及び都道府県は、普及指導員の研修実施等により、その資質の向上に努めるものとする。

（10）関連施策との連携

ア 漁村生活に関する普及指導における男女共同参画等を担当する職員との連携
普及事業の目的を達成するためには、生活技術の向上と経営の近代化を促進するとともに、併せて漁村生活の合理的改善の普及指導が推進される必要がある。この重要な側面である漁村生活に関する普及指導については、普及指導員は常に男女共同参画等を担当する職員との連携を密にして本事業の総合的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

イ 水産業に係る共同利用施設整備等との連携

水産業に係る共同利用施設整備等の推進に当たり、普及指導員は、その方針の樹立に参画し、必要な資料を提供し、特に実施過程においては技術的経営的立場からの指導又は助言をする等、共同利用施設担当職員等と緊密な連携を図って相互に援助協力を行うものとする。

（11）漁業の担い手の育成確保

都道府県は、沿岸漁業等振興諸事業の推進と相まって、漁村における漁業の担い手を対象にそのグループ等の組織化を図るとともに、当該グループの組織的な学習及び交流活動等により漁業の担い手の育成確保に努めるものとする。

（12）普及協力体制の育成

国及び都道府県は、各種の漁村の研究グループ及び水産業改良普及協力団体等を育成強化するとともに、市町村、教育機関、漁業協同組合及び漁業士（水産庁長官が別に定める漁業士をいう。）等との連携協力を保って、普及事業の円滑な推進と、その効果の波及促進を図るものとする。

5 水産業強化支援事業（水産業強化対策整備交付金及び水産業強化対策推進交付金をいう。以下同じ。）

（1）事業の内容

浜の活力再生プランを上位計画とし、次のアからウまでに掲げる政策目的の実現に資するものとして都道府県が行う施策の実施を支援する。

ア 水産資源の持続的な利用・管理の推進

イ 水産業経営の強化

ウ 漁港機能の高度化

(2) 都道府県知事は、別表 3 に掲げる (1) の政策目的を達成するための事業実施の方向性を示す目標（以下「政策目標」という。）に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。

(3) 都道府県知事は、成果目標を達成するため、政策目標ごとに定める達成手段（以下「メニュー」という。）の中から適切なものを選択し、これを実施するものとする。

(4) (2) の政策目標ごとのメニュー、事業実施主体、採択基準及び交付率は、別表 1 に掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、水産庁長官が特に必要と認める場合にあっては、別表 1 の VI に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

(5) (2) のメニューの具体的な内容については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

(6) 本事業は、その内容により次のア及びイに区分する。

ア ハード事業

施設整備事業をいう。（附帯事業（施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動等を実施する事業）を含む。）

イ ソフト事業

ア以外の事業をいう。

(7) 水産業強化支援事業の実施期間

ア 水産業強化支援事業の実施期間は、平成 29 年度から平成 34 年度までとする。

イ 別表 1 の VI の 1 の (1) のオの事業についてはアによらず、事業実施期間は平成 32 年度までとする。

(8) 成果目標の目標年度

成果目標は、次のア及びイの期間内のいずれかの年度（以下「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。

ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

ア ハード事業

事業の終了年度から 3 年度以内

イ ソフト事業

事業の終了年度から 2 年度以内

(9) 成果目標の設定単位

ア ハード事業であるメニューを実施する場合の成果目標は、当該メニューの実施地区ごとに定めるものとする。

イ ソフト事業であるメニューを実施する場合の成果目標は、当該メニューを実施する都道府県ごとに定めるものとする。

(10) 水産業強化支援事業計画の策定等の手続

ア 事業実施主体は、別記様式第7号及び添付資料に記載すべき事項を内容とする個別地区計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、計画の範囲が複数の都道府県の区域に及ぶ場合は、関係者で調整を行い代表となる都道府県を定め、当該都道府県知事に提出するものとする。

(ア) 個別地区計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合は市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の区域を対象とする漁業協同組合連合会である場合、事業の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合等、都道府県知事が適当と認める場合は、市町村長を経由せずに提出することができるものとする。

(イ) 市町村長は、(ア)に基づき個別地区計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した個別地区計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

(ウ) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は個別地区計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された個別地区計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記様式第7号により水産業強化支援事業計画を作成し、水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。（12）において同じ。）に提出するものとする。

ウ 内閣府沖縄総合事務局長は、イにより提出された水産業強化支援事業計画の写しを速やかに水産庁長官に送付するものとする。

エ 水産庁長官は、イにより提出された水産業強化支援事業計画の審査に当たっては、成果目標を定めた事業ごとに、実施要件を満たしているかどうか、成果目標が妥当であるかどうか及びその実施により成果目標の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金の配分の対象とするものとする。

オ 個別地区の実施期間

(ア) 個別地区の事業実施期間は、原則として単年度とする。

(イ) 次のaからcまでを全て満たすものについては、(ア)によらず3年を上限に複数年度にわたることを認めるものとする。なお、事業実施期間が複数年であっても、交付決定は単年度ごとに行うものとし、以降の年度における交付の担保は行わないものとする。

a ハード事業であること。

b 年度間の施工区分を明確にできるものであること。

c 資源増養殖目標及び経営構造改善目標にあっては、事業費が5千万円以上であること。

(11) 水産業強化支援事業の配分

ア ハード事業への配分

(ア) 水産庁長官は、水産業強化支援事業計画における成果目標について、別表 4 に基づきポイント付けを行い、交付金の配分に用いるものとする。

(イ) 交付金の年度当初配分については、政策目標ごとに、その予算の範囲内において、(ア) に基づくポイント数の多い事業から順に配分することとする。
ただし、附帯事業の配分額の総額は、ハード事業の配分額の総額の 1 割以内とする。

(ウ) 交付金の年度当初配分後、同一年度内で追加配分を行う場合は、次の a 及び b のとおり取り扱う。

ただし、附帯事業の配分額の総額は、ハード事業の配分額の総額の 1 割以内とする。

a 追加配分に当たり、新たに追加された個別地区計画がない場合は、前回の順位に基づき未配分の事業（配分事業の最下位となり配分額が満額ではない事業の未配分部分を含む。以下同じ。）に対し順に配分を行う。

b 追加配分に当たり新たに計画に追加された個別地区計画がある場合は、当該追加個別地区計画のみを対象として（ア）のポイント付けを行い、これを偏差値に変換した上で、同様に配分回ごとのポイント付け結果を偏差値に変換した未配分の事業と比較し、偏差値の高い事業から順に配分することとする。

(エ) (10) のオの（イ）に基づく複数年度にわたる事業の 2 年目以降の事業については、単年度事業よりも優先的に配分するものとする。

(オ) 水産庁長官は、(ア) から (エ) までによる配分の結果について、水産業強化支援事業計画の提出のあった都道府県知事に通知するものとする。

(カ) 配分対象となった個別地区計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の個別地区計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると水産庁長官が認める場合は、この限りではない。

イ ソフト事業への配分

ソフト事業については、政策目標ごとに、その予算の範囲内において要望額に基づき配分する。

ウ 本要領に定めがない場合の交付金の配分については、公平かつ客観的な方法により行うものとする。

(12) 水産業強化支援事業計画の変更

ア 交付金の交付を受けた都道府県知事は、次に基づき水産業強化支援事業計画の変更ができるものとする。

(ア) 成果目標の達成に資する場合には、交付率の範囲内で、水産業強化支援事業計画における交付金の配分を変更することができるものとする。

(イ) (ア) の場合においては、水産庁長官に対する水産業強化支援事業計画の変更の協議を要しない。

(ウ) (ア) の場合のほか、水産業強化支援事業計画の変更を行うに当たっては、

次に定める場合を除き、水産庁長官に対する変更の協議を要しないものとする。

- a 成果目標の新設、変更又は廃止を行う場合
- b ハード事業の実施地区又は実施主体を変更する場合
- c ハード事業における附帯事業の新設又は廃止を行う場合
- d ソフト事業における交付金要望額の交付率ごとの合計を増額する場合
- e 漁港機能高度化目標のうち防災対策において、災害に強い漁業づくり事業基本計画の変更に伴う場合

イ アの（ウ）の変更の協議は、別記様式第8号により行うものとする。

ウ 内閣府沖縄総合事務局長は、沖縄県知事からイによる書類の提出を受けた場合、速やかに水産庁長官にその写しを送付するものとする。

(13) 事後評価

ア 交付金の交付を受けた都道府県知事は、目標年度の翌年度の7月末日までに水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況を評価し、その結果を別記様式第9号により水産庁長官に報告するとともに、事後評価の内容及び評価の結果を公表するものとする。

イ 交付金の交付を受けた都道府県知事は、アの評価を行うに当たっては、その客観性及び公平性を担保するための体制の整備に努めるものとする。

ウ 水産庁長官は、アに定める報告を受けた場合は、成果目標の達成状況を踏まえ、(14)のアに定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

エ 漁港機能高度化目標のうち防災対策については、アの対象から除くものとする。

(14) 水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況に対する措置

ア 水産庁長官は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、次の（ア）から（ウ）までに掲げる措置を講ずるものとする。

（ア）都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において成果目標を達成すべき旨の指導を行うとともに、改善期間を定めて、当該成果目標を達成するための改善計画の提出を求めること。

（イ）成果目標が達成されていないことについてやむを得ない事情があるとは認められない場合には、配分額の減額等の措置を講ずること。

（ウ）（ア）の改善計画の期間の終了後においても成果目標が達成されていない場合において、諸般の事情を勘案してもなお成果目標が達成されていないことについて合理的な理由がないと認められるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めること。

イ 都道府県知事は、アの（ア）の改善計画の提出が求められた場合、別記様式第10号により改善計画を作成して水産庁長官に協議するとともに、改善計画策定後3年間は、別記様式第11号により履行状況報告書を水産庁長官に提出するものとする。

ウ このほか、事業実施主体は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、アの措置及び別途定める通知に従って必要な措置を講ずるものとする。

る。

(15) 水産業強化支援事業計画等の提出

ア (10) のイの水産業強化支援事業計画の提出、(12) の水産業強化支援事業計画の変更の協議、(13) の事後評価並びに (14) の改善計画の協議及び履行状況報告については、瀬戸内海漁業調整事務所管内の府県知事及び九州漁業調整事務所管内の県知事にあつては、それぞれ瀬戸内海漁業調整事務所又は九州漁業調整事務所を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ (13) の事後評価並びに (14) の改善計画の協議及び履行状況報告については、沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局を経由して水産庁長官に提出するものとする。

(16) 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

6 水産物輸出拡大施設整備事業

(1) TPP（環太平洋パートナーシップ協定）及び日EU・EPAの発効を見据え、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日内閣官房TPP等政府対策本部決定）に即し、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要である。

一層の輸出拡大を促進するためには、漁港だけではなく、港湾においても水産物輸出の体制整備を行うことが急務である。しかし、港湾においては、漁港のように必要な施設整備が体系的かつ一体的に進展しておらず、水産物輸出に向けた基盤整備が遅れている状況である。

このため、水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、荷さばき所や冷凍冷蔵施設、製氷施設等の共同利用施設の一体的な整備を促進する。

(2) 事業の内容等

事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率は、別表1に掲げるもののほか、以下に定めるとおりとする。

ア 事業の対象地域

水産物の取扱量が、年間1万トン程度以上又は水産物の取扱金額が年間30億円程度以上が見込まれる港湾を核とした地域を対象とする。

イ 事業の内容

アに規定する地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷に必要な共同利用施設等について一体的かつ総合的に整備する。

(対象施設)

共同利用施設（荷さばき所（立替え・一次処理施設を含む。）、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場並びに水産物流通センター）等

上記施設の附帯施設（共同利用の設備・機器等）

ウ 事業実施主体

都道府県、市町村又は水産業協同組合とする。

エ 実施要件

(ア) 水産物の年間取扱量が1万トン程度以上又は水産物の年間取扱金額が30億円程度以上が見込まれる港湾を核とした地域であること。

(イ) (7) により規定する地域が一体となって水産物の輸出を促進するための水産物・水産加工品輸出拡大協議会（以下「協議会」という。）が設置されていること。

(ウ) 費用・便益分析において、 $B/C \geq 1$ であること。

オ 補助率

補助率は、 $1/2$ 以内とする。ただし、水産物の取扱量が年間7万5千トン程度以上又は水産物の取扱金額が年間150億円程度以上が見込まれる港湾については、 $2/3$ 以内とする。

カ 実施基準

(ア) 一般的基準

a 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については地方公共団体において一般的に使用されている仕様を、建物本体の広さについては新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準をそれぞれ参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努める。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

b 補助対象とする施設の耐用年数

補助対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

c 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を補助の対象とすることができる。ただし、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

d 施設撤去費

施設撤去費については、施設整備に必要な撤去費のみを補助の対象とすることができる。

e 収益性のある事業における受益者への収益配分

補助金の交付を受けて整備した施設を使用し収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受す

る事業は補助の対象としない。

f 他の事業等からの切替え

他の助成によって実施中の事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて補助の対象とすることは、認めない。

g 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。

h 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

i 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、補助の対象としない。

(イ) 施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

a 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り補助の対象とする。

b 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り補助の対象とする。

c 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の事業実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能であるときに限り補助の対象とする。

d 改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、生産規模の拡大等（以下の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）を目的とする場合に限り補助の対象とする。

（a）水産物の輸出拡大を目的に掲げること。

（b）新築と比べて整備費の節減が図られること。

（c）当該施設の利用状況が適切であること。

e 改修

既存の施設について、水産物の輸出拡大の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が

図られる場合に限り補助の対象とする。

(ウ) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(エ) 附帯事務費

事業実施の指導監督に要する都道府県の経費について、その算定は事業費の1.0%を上限として、その2分の1以内に相当する金額を交付するものとする。

(3) 基本計画

ア 基本計画の内容

水産物輸出拡大施設整備事業基本計画（以下「基本計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 地域名

(イ) 地域の現況

(ウ) 輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み

(エ) 水産物輸出拡大施設整備事業の基本方針

(オ) 水産物輸出拡大施設整備事業を推進するための施設整備計画の内容

(カ) 施設整備以外の取組

(キ) 水産物輸出拡大施設整備事業の推進による成果目標

(ク) 基本計画の着実な推進に係る事項

(ケ) 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

(コ) その他特記事項

イ 基本計画の策定

(ア) 基本計画は、計画策定主体（事業実施主体となる一の地方公共団体又は水産業協同組合をいう。以下同じ。）が別記様式第12号により策定するものとする。

(イ) 都道府県が基本計画を策定しようとする場合にあつては、関係港湾管理者、関係地方公共団体、関係行政機関等と協議するものとする。

(ウ) 市町村が基本計画を策定しようとする場合にあつては、関係港湾管理者、関係地方公共団体、関係行政機関等と協議の上、策定するものとする。

(エ) 水産業協同組合が基本計画を策定しようとする場合にあつては、関係港湾管理者、関係地方公共団体（本事業を実施しようとする地区を管轄する市町村を含む。）、関係行政機関等の同意を得た上で、策定するものとする。

(オ) 計画策定主体は、必要に応じて（7）に規定する協議会の意見を聴くものとする。

ウ 基本計画の承認

(ア) 計画策定主体は、アの基本計画に基づき事業を実施するため、国の助成を受けようとする場合には、水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

(イ) 水産庁長官は、（ア）の承認申請があつた場合において、当該基本計画が

効率的かつ効果的な輸出拡大に資するものであること、かつ、(2) のイに掲げる事業を実施することが適当であると認めるときは、当該基本計画を承認するものとする。

(ウ) 水産庁長官は、(イ) により基本計画の承認を行った場合は、計画策定主体に対し、その旨を通知するものとする。なお、承認申請が(5) のア及びイによる経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由して通知するものとする。

エ 基本計画の変更

(ア) ウの(イ) により承認された基本計画を大幅に変更する場合の手続は、イ及びウに準ずるものとする。

(イ) (ア) の大幅な変更とは、次に掲げる場合とする。

a 基本計画における基本方針に係る変更

b 基本計画における施設整備計画のうち、国の補助事業に係る施設の新設又は廃止

(4) 実施計画

ア 実施計画の内容

水産物輸出拡大施設整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 地区名

(イ) 地区の概要

(ウ) 計画の基本方針

(エ) 計画内容

(オ) その他事業の実施に当たって参考となる事項

イ 実施計画の作成

(ア) 事業実施主体は、(3) のイにより策定した基本計画の実現を図るため、次の区分により、別記様式第13号により実施計画を策定するものとする。

a 事業実施主体が複数の場合

都道府県知事が、事業実施主体たる市町村長又は水産業協同組合の長の意見を聴取の上、実施計画を策定するものとする。

b 事業実施主体が都道府県のみの場合

都道府県知事が、実施計画を策定するものとする。

c 事業実施主体が市町村又は水産業協同組合のみの場合

市町村長又は水産業協同組合の長が、関係都道府県知事と協議の上、実施計画を策定するものとする。

(イ) (ア) の規定により策定する実施計画について、あらかじめ港湾管理者に協議するものとする。

ウ 実施計画の承認

(ア) 事業実施主体は、実施計画に係る事業の実施について、国の助成を受けようとする場合は、水産庁長官に対し、その承認申請を行うものとする。

(イ) 水産庁長官は、(ア) の承認申請があった場合において、当該実施計画が

次の要件に該当し、事業を実施することが適当であると認めるときは、当該実施計画を承認するものとする。

- a 輸出促進に資するものであること。
- b 事業の実施体制及び費用の負担能力からみて、事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること。
- c 事業実施後、施設の適正な管理及び運営が図られる見通しがあるものであること。

(ウ) 水産庁長官は、(イ)により実施計画の承認を行った場合は、事業実施主体に対し、その旨を通知するものとする。なお、承認申請が(5)のア及びイによる経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由して通知するものとする。

エ 実施計画の変更

ウの(イ)により承認された実施計画を変更しようとする場合には、イ及びウの手續に準ずるものとする。なお、実施計画の変更を行うに当たっては、次に定める場合を除き、水産庁長官に対する変更の協議を要しないものとする。

(ア) 計画工事種目の新設又は廃止

(イ) 工事種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減

(ウ) 計画位置等の大幅な変更

オ 実施計画の承認の取消し

(ア) 水産庁長官は、以下のいずれかに該当する場合は、実施計画の承認の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- a 事業実施主体から事業の中止又は廃止の申請があった場合
- b 事業計画の承認後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認められる場合
- c その他水産庁長官が特に必要と認める場合

(イ) 水産庁長官は(ア)により実施計画の承認の一部又は全部を取り消した場合、その旨を別記様式第14号により事業実施主体に通知するものとする。

なお、事業実施主体への通知は、事業実施主体の種類に応じ、(5)のア及びイの経由機関を経由するものとする。

(5) 基本計画等の提出

ア (3)のウの(ア)の基本計画の提出、エの(ア)の基本計画の変更の協議並びに(4)のウの(ア)の実施計画の提出及びエの(ア)の実施計画の変更の協議については、計画策定主体又は事業実施主体が水産業協同組合の場合にあつては管轄市町村長及び都道府県知事を、計画策定主体又は事業実施主体が市町村の場合にあつては管轄都道府県知事を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、自ら計画策定主体若しくは事業実施主体となる場合又はアの経由機関となる場合は、瀬戸内海漁業調整事務所又は九州漁業調整事務所管内の県にあつては瀬戸内海漁業調整事務所長又は九州漁業調整事務所長を、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他の都道府県にあつて

は直接、水産庁長官に申請を行うものとする。

(6) 事業実施状況の報告等

ア 国は事業実施主体に対し、必要に応じて事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

イ 国はアによる事業実施内容について検討し、事業計画の実施状況が低い水準に留まっていると判断する場合には、事業実施主体に対し改善に向けた必要な指導を行うものとする。

(7) 地域における推進体制の整備

計画策定主体は、本事業の円滑な実施を図るとともに、地域が一体となって水産物の輸出を推進するために、港湾管理者、都道府県、市町村、水産業協同組合及び水産加工業者等の関係団体からなる協議会を設置することとし、地域における推進体制の整備に努めることとする。

(8) 推進指導等

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県と密接な連携を図るとともに、協議会に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

(9) 事業費の低減等

ア 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るよう努めるものとする。

イ 費用・便益分析

本事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、定量的に分析を行うものとする。

7 水産業競争力強化緊急施設整備事業

(1) 事業の内容

浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。)の承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が実施する競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備に必要な経費を補助する。

(2) 事業メニュー

ア 事業メニュー、事業実施主体、採択基準及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

イ 事業メニューの具体的な内容については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、原則として単年度とする。

ただし、単年度に完了することが困難な場合であって、年度間の施工区分を明確にできるものに限り、最大3ヵ年までの事業期間とすることができるものとする。

る。

なお、事業期間が複数年であっても、交付決定の対象は単年度ごとに行うものとし、以降の年度における交付の担保は行わないものとする。

(4) 成果目標の設定

ア 事業実施主体は、(1)の目的に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。

イ 成果目標は、事業実施地区ごとに定めるものとする。

ウ 成果目標は、施設の供用開始年度から起算して3年度以内のいずれかの年度（以下「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

(5) 事業計画

ア 事業計画の申請

(ア) 事業実施主体は、事業を実施しようとする場合には、別記様式第15-1号により、施設整備事業計画を策定し、水産庁長官に承認を申請するものとする。

なお、当該承認申請に際しては、事前に当該事業計画で整備予定の施設を位置付けを含む浜の活力再生広域プランの承認を要するものとする。

また、事業実施主体は、施設整備事業計画において、関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜の活力再生プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後5年以内に受益対象漁業者の漁業所得を10%以上向上させる取組の目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものとする。

(イ) 事業実施主体は、施設整備事業計画の申請において、事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事を、事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合は市町村長及び都道府県知事を経由するものとする。

なお、計画の範囲が複数の市町村に係る場合は、関係者で調整を行い、代表となる市町村を経由機関とするものとする。また複数の都道府県に係る場合も同様とする。

(ウ) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となる場合又は(イ)の経由機関となる場合は、瀬戸内海漁業調整事務所又は九州漁業調整事務所管内の府県にあっては瀬戸内海漁業調整事務所長又は九州漁業調整事務所長を、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他の都道県にあっては直接、水産庁長官に申請を行うものとする。

イ 事業計画の承認

(ア) 水産庁長官は、アの(ア)により申請された事業計画を審査し、適切と認められる場合には、予算の範囲内において当該事業計画を承認するものとする。

(イ) 水産庁長官は、(ア)の承認を行った場合は、事業実施主体に対し、別記様式第15-2号によりその旨を通知するものとする。なお、承認申請がアの(イ)及び(ウ)による経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由

して通知するものとする。

(ウ) 水産庁長官は、(ア) により承認した事業計画について、補助金の対象とするものとする。

なお、補助金の対象としては、(3) のただし書に基づく複数年度にわたる事業の2年目以降の事業に要する額を優先するものとする。

(エ) 水産庁長官は、(ア) の承認においては、別表5に基づくポイント付けを行い、ポイントの多い事業計画から順に承認することとする。

(オ) 本要領に定めのない場合の計画の承認順位については、公平かつ客観的な方法により行うものとする。

ウ 事業計画承認の特例

(ア) 事業実施主体は、事業の完了までに浜の活力再生広域プランの承認が得られる見込みがある場合は、アの(ア) のなお書の規定によらず、浜の活力再生広域プランの承認以前に事業計画の申請を行うことができるものとする。

(イ) 水産庁長官は、(ア) に基づき申請された事業計画について、事業の完了までに浜の活力再生広域プランの承認が得られなかった場合、当該事業計画の承認を取り消すことができるものとする。

エ 事業計画の変更

(ア) 水産庁長官の承認が必要となる事業計画の重大な変更は、次に掲げるものとする。

- a 事業の中止又は廃止
- b 事業実施主体又は管理主体の変更
- c 施行箇所及び設置場所の変更
- d 事業費の3割を超える変更又は国費の増額を伴う変更
- e 施設等の新設又は廃止

(イ) (ア) に定める事業計画の重大な変更を行うときは、ア及びイに準じて行うものとする。

オ 事業計画の承認の取消し

(ア) 水産庁長官は、以下のいずれかに該当する場合は、実施計画の承認の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- a 事業実施主体から事業の中止又は廃止の申請があった場合
- b 事業計画の承認後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認められる場合
- c その他水産庁長官が特に必要と認める場合

(イ) 水産庁長官は(ア) により実施計画の承認の一部又は全部を取り消した場合、その旨を別記様式第15-3号により事業実施主体に通知するものとする。

なお、事業実施主体実施者への通知は、事業実施主体の種類に応じ、アの(イ) 及び(ウ) の経由機関を経由するものとする。

(6) 事後評価

ア 都道府県知事は、実施計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第15-4号により、原則として、供用開始日から起算して3年

を経過した翌年度の7月末日までに水産庁長官に報告するものとする。なお、事業評価書の作成は、別途定める評価手法・対応措置に基づき実施することとする。

イ 水産庁長官は、アの事後評価の報告を受けた場合には、その内容について検証を行うものとする。なお、当該検証は、都道府県知事による事後評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し、適正になされているものかどうかについて行うものとし、都道府県知事による事後評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、再度適切に評価を実施するよう指導を行うものとする。

ウ 水産庁長官は、イの検証の結果、施設整備事業計画に定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。この場合において、都道府県知事は、当該取組の終了後、その評価をアに準じて報告するものとする。

エ ウにより実施した取組の評価については、アからウまでに準じて行うものとする。

オ 都道府県知事は、イ及びエの評価結果を公表するものとする。

カ 水産庁長官は、事業の実施効果その他の本事業の実施に必要な事項に関する調査を必要に応じて行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

キ アからエまでの報告及び指導については、(5)のアの(ウ)の経由機関を経由して行うものとする。

第3 水産関係地方公共団体交付金等の交付

- 1 国は、事業計画（漁業調整委員会等交付金を除く。）を提出した都道府県知事等に対して、予算の範囲内において、交付金等を、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより交付するものとする。
- 2 水産業強化支援事業及び水産業競争力強化緊急施設整備事業の推進に必要な資金については、水産庁長官が別に定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）資金及び漁業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
- 3 交付金の交付を受けた都道府県知事が、市町村に対して、交付を受けた交付金を交付する場合には、この要領に準じて、市町村の自主性を活かした水産施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第4 事業の実施状況の確認

水産庁長官は、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき報告を受けた事業計画の実施状況が低い水準に止まっている場合には、都道府県知事等に対し、

その理由及び成果目標達成の見通しを明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

第5 委任

水産関係地方公共団体交付金等の交付の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めることとする。

附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によることとする。
 - （１）水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（平成１７年３月１６日付け１６水推第１０２３号農林水産事務次官依命通知）
 - （２）強い水産業づくり交付金実施要綱（平成１７年３月２３日付け１６水港第３２３５号農林水産事務次官依命通知）
 - （３）強い水産業づくり交付金実施要領（平成１７年３月２３日付け１６水港第３２３７号水産庁長官通知）
 - （４）離島漁業再生支援交付金実施要領（平成１７年４月１日付け１６水漁第２３５６号農林水産事務次官依命通知）
 - （５）離島漁業再生支援推進交付金実施要領（平成１７年４月１日付け１６水漁第２３５５号農林水産事務次官依命通知）
- 2 平成２１年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成２３年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成２４年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙38（水産業強化対策整備事業に係る運用）第２の（３）及び（５）の規定により水産庁長官に提出され、審査を受けた事業計画は、第２の５の（５）の規定により水産庁長官が適切であると認めた計画であるとみなすこととする。なお、当該事業計画に基づき実施してきた事業であって、平成25年５月16日以降、本交付金を充てて事業を実施するものについては、本交付金へ移行されたものとみなす。
- 3 ２の規定により本交付金へ移行された事業の事業メニューごとの実施要件について

は、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）の別表によるものとする。

附 則（平成26年3月20日）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月9日）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日付け27水港第2612号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3169号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている平成27年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月18日付け28水港第840号）

- 1 この通知は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2196号）

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月27日付け28水港第3326号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定により行うこととされている平成28年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月16日付け29水港第2040号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日付け29水港第2942号）

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け29水港第3049号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定により行うこととされている平成29年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月1日付け30水港第1976号）

- 1 この通知は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日付け30水港第2589号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定により行うこととされている平成30年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	交付率 又は補助率
Ⅰ 水産業 改良普及事 業交付金	1 普及指導員設置費 都道府県が行う水産業普及指導員の設置	都道府県		定額
	2 普及指導員活動費 都道府県が設置した水産業普及指導員による 巡回指導、普及活動機材の設置、研修会の参加 及び研修会の開催等の普及活動の実施。			
Ⅱ 漁業調 整委員会等 交付金	1. 漁業調整委員会が漁業法及び水産資源保護法 その他漁業に関する法令を実施するために要す る経費に対し、交付金を交付する。	都道府県		定額
	2. 内水面漁場管理委員会が漁業法及び水産資源 保護法その他漁業に関する法令を実施するため に要する経費に対し、交付金を交付する。			
Ⅲ 離島漁 業再生支援 交付金	（１）基本交付金 第 2 の 1 の（１）のオの（イ）に掲げる活 動を行う第 2 の 1 の（１）のオの（ア）に規 定する対象漁業集落に対して交付金を交付す る。	市町村		定額
	（２）離島漁業再生支援推進交付金 基本交付金、特別交付金及び支援交付金に 係る地方公共団体の事務に必要な経費を交付 する。			
	ア 都道府県推進事業 都道府県が第 2 の 1 の（２）のイの（ア） に規定する都道府県事務費により次の事務 を行う。 （ア）推進指導事務 （イ）審査等事務 （ウ）その他推進事業の実施	都道府県		定額
	イ 市町村推進事業 市町村が第 2 の 1 の（２）のイの（イ）			
		市町村		定額

	に規定する市町村事務費により次の事務を行う。 (ア) 推進等事務 (イ) 確認事務 (ウ) 交付事務			
IV 離島漁業新規就業者特別対策交付金	第2の2の(5)のウの(ア)に規定する支援の対象となる第2の2の(5)のアに規定する対象漁業集落に対して交付金を交付する。	市町村		定額
V 特定有人国境離島漁村支援交付金	第2の3の(5)のエに掲げる雇用創出活動を行う第2の3の(5)のウに規定する被支援者又は第2の3の(5)のイに規定する雇用創出活動を支援する漁業集落に対して交付金を交付する。	市町村		定額
VI 水産業強化対策整備交付金	1 資源増養殖目標 (1) 事業費 つくり育てる漁業の推進を図るため、次のアからカまでに掲げる水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備を行う（附帯事業を除く。）。 ア 養殖施設の整備 イ 海面資源増殖施設の整備 ウ さけ・ます増殖施設の整備 エ 内水面増殖施設の整備 オ ノリ養殖競争力強化に資する整備 カ その他浜の活力再生プランで必要となる取組 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県は、(1)の事業の実施に係る指導等を行う。 イ 市町村附帯事務費	水産庁長官が別に定める。	環境との調和に配慮した水産資源の維持・増養殖及びその安定供給又は、内水面地域の活性化に資するものであること 水産庁長官が別に定める一部施設については、費用・便益分析（$B/C \geq 1$（計画単位））	水産庁長官が別に定める。 定額(1/2以内)

	市町村は、（１）の事業の実施に係る指導等を行う。 （３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動等を実施する。			定額(1/2以内)
	2 経営構造改善目標 （１）事業費 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備により、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため次の事業を行う（附帯事業を除く。）。 ア 漁業共同利用施設の整備 イ 加工流通共同利用施設の整備 （２）附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県は、（１）の事業の実施に係る指導等を行うために次の事務を行う。 （ア）漁業経営構造改善指導職員設置 （イ）事業実施指導の実施 （ウ）事業推進協議会の開催 イ 市町村附帯事務費 市町村は、（１）の事業の実施に係る指導等を行う。 （３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施する。	水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（$B/C \geq 1$（計画単位）） ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、B/Cを1.0とみなすことができる。	水産庁長官が別に定める。 定額(1/2以内) 定額(1/2以内)

	3 漁港機能高度化目標 (1) 事業費 ア 機能向上対策 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進する事業を行う（附帯事業を除く。）。 イ 防災対策 防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する事業を行う（附帯事業を除く。）。 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県は、(1)の事業の実施に係る指導等を行う。 イ 市町村附帯事務費 市町村は、(1)の事業の実施に係る指導等を行う。 (3) 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓活動、実践的知識及び技術の習得活動等を実施する。	水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（$B/C \geq 1$（計画単位）） 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のために事業の実施が適当であると認められるものであること。 費用・便益分析（$B/C \geq 1$（計画単位）） ただし、B/Cを1.0とみなすことができる。	水産庁長官が別に定める。 水産庁長官が別に定める。 定額(1/2以内) 定額(1/2以内)
--	--	---------------------	--	---

Ⅶ 水産業 強化対策推 進交付金	1 資源管理目標 水面利用調整及び密漁防止対策を推進するため、次の（１）及び（２）の事項を行う。 （１）水面利用調整の推進 （２）密漁防止対策の推進	水産庁長官が別に定める。	（１）については、漁場利用の調整、実態調査等や国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理等に資するものであること。 （２）については、密漁防止のための広域な関係者による取組に資するものであること。	定額(1/2以内)
	2 資源増養殖目標 つくり育てる漁業の推進を図るため、次の（１）から（４）までに掲げる事項を行う。 （１）内水面水産資源の調査・指導 （２）甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧 （３）養殖生産工程の管理 （４）その他浜の活力再生プランで必要となる取組			

			殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上が図られるものであること。 (4)については、浜の活力再生プランの目標達成に必要なとなる取組に限る。	
	3 漁港機能高度化目標 (1) 地域資源活用推進事業 漁村特有の地域資源を活用した海業支援施設等の整備効果を高め、かつその効果を継続的なものとするために行う、当該施設の情報発信及び地域人材の育成等の各種取組を支援することにより、漁業地域の活性化を図るための事業を行う。 (2) 防災対策推進事業 漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るための防災対策事業を行う。	水産庁長官が別に定める。	災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のために事業の実施が適当であると認められるものであること。	定額(1/2以内)
VIII 水産物 輸出拡大施設整備事業	1 事業費 陸揚量が多い港湾を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、事業実施主体が行う荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設、製氷施設等の共同利用施設の一体的な整備を促進する。	都道府県、市町村又は水産業協同組合	①水産物の取扱量が年間1万トン程度以上又は水産物の取扱金額が年間30億円程度以上が見込まれること。 ②地域が一体	1 / 2 以内 ただし、水産物の取扱量が年間7万5千トン程度以上又は水産物の取扱金額が年間150億円程度以上が見込

			となつて水産物の輸出を促進するための協議会が設置されていること。 ③費用・便益分析において $B/C \geq 1$ であること。	まれる港湾を核とした地域については 2 / 3 以内とする。 1 / 2 以内
	2 附帯事務費 都道府県が行う 1 の事業の実施の指導等を行う。			
IX 水産業 競争力強化 緊急施設整備事業	1 事業費 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を行う。 2 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う 1 の事業の実施の指導等を行う。 イ 市町村附帯事務費 市町村が行う 1 の事業の実施の指導等を行う。	事業メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（$B/C \geq 1$（計画単位）ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、B/C を 1.0 とみなすことができる。）	事業メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。 1 / 2 以内

別表2 水産業普及指導員資格試験実施要領

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（8）のアに定める水産業普及指導員資格試験の実施要領を次のように定める。

（試験の回数）

第1 水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、毎年1回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

（試験方法）

第2 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

2 書類審査は、第5の1の（2）に掲げる業績報告書及び第5の3に掲げる審査課題に対する報告書について行う。

3 筆記試験及び口述試験は、専門知識、常識その他水産業普及指導員として必要な能力について行う。

（受験資格）

第3 試験を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が2年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

（2）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、（1）に規定する正規の課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該試験の実施期日までに、（1）のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が4年以上に達するもの

（3）学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後当該試験の実施期日までに（1）のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が6年以上に達するもの

2 外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

- 4 2又は3の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1号）に、2に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業したこと又は終了したことを証する書類、3に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、4の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

（試験実施の公示）

- 第4 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間、その他試験実施上必要な事項を試験期日の60日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

- 第5 試験を受けようとする者は、次の各号の書類を農林水産大臣に提出しなければならない。
- （1）受験願書（別記様式第2号）
 - （2）業績報告書（別記様式第3号）
 - （3）第3の1に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（受験の当該年度発行のもの）
 - （4）第3の5の認定書の交付を受けた者にあつては、当該認定書
- 2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。
- 3 試験を受けようとする者は、2により交付された審査課題に対する報告書を作成し、これを第4の公告に掲げる期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（合格の公表及び合格証書）

- 第6 農林水産大臣は、試験施行後30日以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第4号）を交付する。
- 2 合格証書を失い、又はき損した者は、再交付申請書（別記様式第5号）を提出して、その再交付を申請することができる。

（不正行為に対する処分）

- 第7 試験に関し不正行為があつた場合は、当該不正行為に係る者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

（受験手数料）

- 第8 受験手数料は、徴収しない。

（試験審査委員）

- 第9 農林水産大臣は、関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから試験審査委員を委嘱する。
- 2 試験審査委員は、試験問題の作成及び採点を行い、その結果を農林水産大臣に答申する。

別記様式第 1 号（第 3 の 4 関係）

認 定 申 請 書	
	年 月 日
農 林 水 産 大 臣 殿	
	本籍都道府県
	現住所
	(ふりがな)
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日
水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第 3 第 4 項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
記	
水産業普及指導員資格試験実施要領第 3 の○*の規定による事項	

(備考) *は、「2」、「3」又は「2及び3」のいずれかを記入すること。

別記様式第 2 号（第 5 の 1 関係）

受 験 願 書	
農 林 水 産 大 臣 殿	
	本籍都道府県
	現住所
	電話番号
	(ふりがな)
	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日
水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。	
	年 月 日
	氏 名

受験番号 *	写 真 (縦45mm×横35mm)
---	---

- (備考) (1) 電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。
- (2) *は、空欄とすること。
- (3) 6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

別記様式第3号(第5の1関係)

業 績 報 告 書 氏 名				
最終学歴 職 歴				
番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績 の要約
1			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
2			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
3			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
上記について相違ないことを証明する。 年 月 日 所属長職名 氏 名 印				

- (備考) (1) 勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。
- (2) 職務業績の要約は、第3の1の(1)のイ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

別記様式第 4 号（第 6 の 1 関係）

第	号
合 格 証 書	
本籍都道府県	
氏	名
年	月 日生
水産業普及指導員資格試験に合格したことを証する。	
年 月 日	
農林水産大臣 印	

別記様式第 5 号（第 6 の 2 関係）

再 交 付 申 請 書	
年 月 日	
本籍都道府県	
現住所	
(ふりがな)	
氏	名
生 年 月 日	年 月 日
水産業普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、水産業普及指導員資格試験実施要領第 6 の 2 の規定により申請します。	
記	
1	合格証書番号
2	交付年月日
3	氏名

（備考）き損による再交付の申請の場合は、普及指導員資格試験合格証書を添付すること。

別表 3（第 2 の 5 の（2）関係）

政策目的	政策目標
1 水産資源の持続的な利用・管理の推進	資源管理目標 (我が国周辺水域内の資源回復の推進)
	資源増養殖目標 〔 水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進 内水面水産資源の調査 内水面水産資源の復旧の推進 養殖生産工程の管理 〕
2 水産業経営の強化	経営構造改善目標 〔 水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成 〕
3 漁港機能の高度化	漁港機能高度化目標 〔 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業による地域づくりを促進 防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村における地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策 〕

別表 4（第 2 の 5 の（11）関係）

（1）水産資源の持続的な利用・管理の推進

政 策 目 標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
資源増養殖目標 〔水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進〕	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） 1 （1）＋（2）を獲得ポイント数とする。ただし、ノリ養殖競争力強化に資するものについては、経営構造改善目標を準用したポイント数とし、ポイントが同点の場合は、加工等の対象となるノリの養殖面積（ノリ網面積の合計をいう。）が大きい事業から順に交付金を配分するものとする。 （1） 向上率の割合 ＝（（目標値－現状値※（ア））／現状値×100）で計算する。 向上率の割合 5％以上・・・・・・・・・・55 向上率の割合 4％以上・・・・・・・・・・45 向上率の割合 3％以上・・・・・・・・・・35 向上率の割合 2％以上・・・・・・・・・・25 向上率の割合 1％以上・・・・・・・・・・15 向上率の割合 1％未満・・・・・・・・・・5 （例） ア 水産資源の放流数の増加率 （目標値：目標年度の放流数、現状値：現在の放流数） イ 種苗の生産率の向上率 （目標値：目標年度の生産率※（イ）、現状値：現在の生産率） ウ 来訪者の増加率 （目標値：目標年度の来訪者数、現状値：現在の来訪者数） エ 養殖生産量の増加率 （目標値：目標年度の生産量、現状値：現在の生産量） 等 ※（ア） 原則として過去 3 ヶ年の平均とする。 ※（イ） 放流数÷最終収容卵数 （2）次に該当する場合、1 項目につき 5 ポイントを加算する。 ア 緊急に支援措置を必要とするもの イ 環境の改善に資するもの ウ 地域の活性化を促進するために必要なもの エ 都道府県が整備する施設については都道府県が作成している計画等に記載されているもの オ その他施策・事業との関連において重要なもの （附帯事業のみの計画）

	附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の１及び２のポイントの合計により算出する。 １ 計画ポイント 次の項目に該当する場合は、所定のポイントを付与する。 [各２ポイント] （１）実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの （２）施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの （３）附帯事業と施設整備を同一年度を実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの （４）附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの ２ 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×３ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて１計画当たり６ポイントを上限に自由に配分する。
--	--

（２）水産業経営の強化

政 策 目 標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
経営構造改善目標 〔水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成〕	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） 次の１～３のポイントの合計により算出する。 １ 費用・便益分析ポイント（Ｂ／Ｃ） 費用・便益分析（Ｂ／Ｃ）の値に対してポイントを付与する。 $(B/C - 1) \times 20 + 5$（小数第１位四捨五入） ただし上限は２５ポイントとする。 ２ 都道府県重点化ポイント 都道府県に以下により算出したポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて１計画当たり２５ポイントを上限に都道府県の裁量により配分する。 $\{(新規計画数 - 継続計画数) \times 10\} + 15$ポイント ただし、負の値となる場合は０ポイントとする。 ３ 水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。なお、付与できるポイントは最大で２５ポイントまでとする。 [５ポイント] （１）改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和５１年法律第４３号）第４条に基づくものをいう。）において記載される漁業経営の改

善の内容に不可欠であるもの

(2) 産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針（平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知）に基づくものをいう。）において記載される再編整備等に必要であるもの

(3) 漁業構造改革総合対策事業（水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の事業をいう。）において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの

(4) 合併及び事業経営計画（漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）第2条に基づくものをいう。）において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの

(5) 資源管理協定（海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(6) 資源管理計画（資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(7) 漁場改善計画（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって、取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(8) 水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）第3に基づくものをいう。）において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの

(9) 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画（災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）第5に基づくものをいう。）において記載される施設整備であるもの

(10) 地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制が整備されているもの又はは地域における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制を整備するもの

(11) その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの
[3ポイント]

(1) 燃油・資材価格の高騰対策の取組に資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの

(2) 陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの

(3) 離島漁業の条件不利の克服に資するもの

(4) 水産物の衛生管理に資するものであって、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画に記載がない施設整備であるもの

	(5) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第1に定義する協業体をいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの (6) 沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）第1に定義するグループをいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの (7) 認定漁協又は合併漁協の支援に資するもの (8) 女性の水産業への参画に資するもの (9) 漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取組に資するものであつて計画的に実施されるもの (10) 漁業の労働環境の改善に資するもの (11) 水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの (12) グローバル産地計画（G F P グローバル産地計画の承認規程（平成31年2月1日付け食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）に基づくものをいう。）を食料産業局長が承認したもの [1 ポイント] (1) 農林水産省木材利用推進計画において推進している取組に合致するもの (2) 農商工等連携促進法（平成20年法律第38号）において定める事業計画に基づく取組に資するもの （附帯事業のみの計画） 附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の1及び2のポイントの合計により算出する。 1 計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与する。 [各2ポイント] (1) 実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの (2) 施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの (3) 附帯事業と施設整備を同一年度を実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの (4) 附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×3ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて1計画当たり6ポイントを上限に自由に配分する。
--	--

政 策 目 標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
漁港機能高度化目標 ・ 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりを促進 ・ 防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において実施する、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策	(ハード事業(附帯事業のみの計画を除く。)) 次の1～3のポイントの合計により算出する。 1 費用・便益分析(B/C)ポイント 費用・便益分析(B/C)の値に対してポイントを付与する。 $(B/C - 1) \times 12 + 3$ (小数第1位四捨五入) ただし上限は15ポイントとする。 ※$B/C \geq 1$みなしの防災対策は、3ポイント 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に以下により算出したポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて1計画当たり25ポイントを上限に都道府県の裁量により配分する。 $\{(新規計画数 - 継続計画数) \times 10\} + 15$ポイント ただし、負の値となる場合は0ポイントとする。 3 水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合はそれぞれ示した方法でポイントを付与し、合計する。 [施策別項目] 各1ポイント (1) 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進 (2) 海洋環境の保全と創造 (3) 生産労働効率化・近代化・担い手支援 (4) 水産物流通の効果と効率化と品質、付加価値の向上 (5) 漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化 [地域別項目] 3ポイント 法令等に基づく地域指定(離島、小笠原、奄美、沖縄) [漁村地域の活性化項目] 各1ポイント最大10ポイント (1) 漁港内の事故防止、安全対策 (2) 遊漁者等との利用調整、円滑化 (3) 安全性、快適性等の就労環境の改善 (4) 漁港の衛生管理対策 (5) 漁村地域の環境改善、生活環境の向上 (6) 漁港施設の機能向上、漁船・漁具被害の減少 (7) 漁場の機能改善、増産効果の向上 (8) 自然エネルギーの利用、省エネルギー化 (9) 地域資源の活用、海業支援 (10) 歴史文化の伝承、景観保全 (11) 都市漁村交流の推進 (12) 地震・津波等の災害対策 [関連事業等の項目] 各5ポイント最大10ポイント

	(1) 災害に強い漁業地域づくり事業 (2) 循環型社会に対応した漁村づくり事業 (3) 漁村空間整備事業 (4) 国土強靱化地域計画の策定地域（防災対策に限る。） (5) その他のネーミング事業 [その他] 各 1 ポイント (1) 男女共同参画への配慮 (2) 高齢者対策 (3) 他の計画との関連等の緊急性 (ハード事業のうち附帯事業のみの計画) 附帯事業は本体事業と一体として扱うが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合については、次の 1 及び 2 のポイントの合計により算出する。 1 計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与。 [各 2 ポイント] (1) 実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの (2) 施設整備の内容、実施主体、実施年度及び実施箇所が具体化しているもの (3) 附帯事業と施設整備を同一年度に実施するもの又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの (4) 附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一であるもの又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの 2 都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×3ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて1計画当たり6ポイントを上限に自由に配分する。
--	--

ポイント数

次の 1 ～ 4 のポイントの合計により算出する。

1 費用・便益分析ポイント (B/C)

費用・便益分析 (B/C) の値に対してポイントを付与

$B/C \geq 5$	15 ポイント
$5 > B/C \geq 4$	12 ポイント
$4 > B/C \geq 3$	9 ポイント
$3 > B/C \geq 2$	6 ポイント
$2 > B/C \geq 1$	3 ポイント

2 競争力強化への寄与度ポイント

施設整備によって見込まれる競争力強化への寄与度の高い順に、次の方法によりポイントを付与する。

(1) 実施主体は、各計画ごとに以下の項目に該当する場合は、1 項目を選択し、選択した項目の寄与度 (%) を算出する。

ア 漁業生産に係る経費の削減率

漁労支出について、現状からの削減率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{漁業生産に係る経費の削減率 (\%)} = 100 - \text{計画期間内の漁労支出} / \text{現状の漁労支出} \times 100$$

イ 水産物の流通経費の削減率

荷さばき施設を含む水産物の各種の流通関連施設の維持管理経費について、現状からの削減率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{水産物の流通経費の削減率 (\%)} = 100 - \text{計画期間内の流通に係る経費} / \text{現状の経費} \times 100$$

ウ 水産物の販売額の向上率

漁労収入について、現状からの向上率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{水産物の販売額の向上率 (\%)} = \text{計画期間内の販売額} / \text{現状の販売額} \times 100 - 100$$

エ 水産物の販売量・取扱量の増加率

水産物の販売量・取扱量について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{水産物の販売量・取扱量の増加率 (\%)} \\ & = \text{計画期間内の販売量・取扱量} / \text{現状の販売量・取扱量} \times 100 - 100 \end{aligned}$$

オ 漁労所得の増加率

漁労所得について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{漁労所得の増加率 (\%)} = \text{計画期間内の漁労所得} / \text{現状の漁労所得} \times 100 - 100$$

カ 水産資源の放流数の増加率

水産資源の放流数について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{水産資源の放流数の増加率 (\%)} = \text{目標年度の放流数} / \text{現在の放流数} \times 100 - 100$$

キ 種苗の生産率の向上率

種苗の生産率について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

$$\text{種苗の生産率の向上率（％）} = (\text{目標年度の放流数} \div \text{目標年度の最終収容卵数}) \\ \div (\text{現在の放流数} \div \text{現在の最終収容卵数}) \times 100 - 100$$

(2) 国は、(1) の各項目ごとに各事業計画の寄与度を偏差値に換算し、この偏差値をもとに10ポイントを上限とし各事業計画にポイントを付与する。

3 都道府県等重点化ポイント

都道府県等に計画数×10ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に25ポイントを上限に自由に配分。

4 水産政策該当ポイント

次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与、付与できるポイントは最大で25ポイントまでとする。

[5ポイント]

(1) 改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づくものをいう。）において記載される漁業経営の改善の内容に不可欠であるもの又はノリ養殖業構造改革計画において記載される施設整備であるもの

(2) 産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針に基づくものをいう。）において記載される再編整備等に必要であるもの

(3) 漁業構造改革総合対策事業（水産業体質強化総合対策事業実施要綱第3の1に規定する事業をいう。）において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの

(4) 合併及び事業経営計画（漁業協同組合合併促進法に基づくものをいう。）において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの

(5) 資源管理協定（海洋水産資源開発促進法に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(6) 資源管理計画（資源管理指針・資源管理計画作成要領の制定についてに基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(7) 漁場改善計画（持続的養殖生産確保法に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって、取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの

(8) 水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの

(9) 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画において記載される施設整備であるもの

(10) 新規漁業就業者確保事業実施計画（水産関係民間団体事業実施要領に基づくものをいう。）において記載される取組の内容に必要であるもの

(11) その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの

[3ポイント]

(1) 燃油・資材価格の高騰対策の取り組みに資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの

(2) 陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの

- (3) 離島漁業の条件不利の克服に資するもの
 - (4) 水産物の衛生管理に資するものであって、上記(8)の該当がない施設整備であるもの
 - (5) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第1に定義する協業体をいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの
 - (6) 沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）第1に定義するグループをいう。）が実施する漁業共同改善計画に記載される取組等に資する施設整備であるもの
 - (7) 認定漁協、合併漁協の支援に資するもの
 - (8) 女性の水産業への参画に資するもの
 - (9) 漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取り組みに資するものであって計画的に実施されるもの
 - (10) 漁業の労働環境の改善に資するもの
 - (11) 水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの
- [1 ポイント]
- (1) 農林水産省木材利用推進計画において推進している取り組みに合致するもの
 - (2) 農商工等連携促進法において定める事業計画に基づく取り組みに資するもの

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度離島漁業再生支援交付金実施計画（変更）

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（1）のオの（オ）のa（又はb）に基づき下記のとおり協議（変更協議）する。

記

1. 基本交付金総括表

(単位：円)

離島 種別	島名	市 町 村 名	対象漁 業集落 名	協定対	海岸線	漁業	国 の 交 付 額 の 上 限※4	交 付 金 事 業 に 必 要 な 額	国の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額
				象漁業	延長	世帯					
				世帯数	(km)	密度	帯数				
				(世帯)	※2	係数	(世帯)				
				※1		※3					
一般 離島											
特認 離島											
合 計											

※1 協定対象漁業世帯数：集落協定に記載されている漁業世帯数を記入。

※2 海岸線延長は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入。

※3 漁業世帯密度係数は、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位までとする。

漁業世帯密度係数＝対象漁業集落の漁業世帯密度/全国の漁業世帯密度（2.10）

対象漁業集落の漁業世帯密度は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。

対象漁業集落の漁業世帯密度＝漁業世帯数/海岸線延長

漁業世帯数：平成27年度から継続して本事業を実施している対象漁業集落は、平成27年度時の集落協定に記載されていた漁業世帯数。平成28年度以降に事業を開始した対象漁業集落においては、集落協定締結時に集

落協定に記載されている漁業世帯数

※4 国の交付額の上限＝対象漁業集落の海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

2. 取組の概要

対象漁業集落名	取組の概要

※ 変更協議申請の際は、変更前のものは赤字見え消しとし、変更後のものは赤字で記載。

3. 離島漁業再生支援推進交付金

(1) 都道府県推進事業

(単位：円)

全体額				取組内容（予定）
	国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(2) 市町村推進事業

(単位：円)

市町村名	全体額				取組内容（予定）
		国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	
合 計					

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(注) 1. 対象漁業集落の集落協定の写しを添付すること。ただし、前年度に事業を実施し、かつ集落協定の内容に変更がない場合は添付不要とする。

2. 変更協議申請における集落協定の写しの添付は、実施計画の承認以後に集落協定の内容に変更があった場合のみ必要。

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度離島漁業再生支援交付金実績報告

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（ 1 ）のオの（ケ）に基づき下記のとおり報告する。

記

1. 基本交付金総括表

(単位：円)

離島 種別	島名	市 町 村 名	対象漁 業集落 名	協定対 象漁業 世帯数 (世帯)	海岸線 延長 (km)	漁業		国 の 交 付 額 の 上 限	交 付 金 事 業 に 要 し た 額	国 の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額
						世帯 密度 係数	漁業世 帯数 (世帯)					
一般 離島												
特認 離島												
合 計												

(注) 変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

2. 取組の概要

対象漁業集落名	取組の概要

※ 実績報告の際は、変更前のものは赤字見え消しとし、変更後のものは赤字で記載。

3. 離島漁業再生支援推進交付金

(1) 都道府県推進事業

(単位：円)

全体額				取組内容
	国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(2) 市町村推進事業

(単位：円)

市町村名	全体額				取組内容
		国の交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	
合 計					

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(注) 別紙1及び別紙2を添付すること。

(別紙 1)

平成○年度離島漁業再生支援交付金実績報告（都道府県）

都道府県名	
-------	--

1	市町村名				合計
	協定対象漁業集落数				
		うち特認離島分			
	集落協定を構成する漁業集落数（①）				
		うち特認離島分			
	構成員数				
		うち協定対象漁業世帯数			
		うち特認離島分			
	対象地域内の漁業集落数（②）				
	事業実施率（％）（①／②）				
2	基本交付金のうち漁業の再生に関する話合い等				
	基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組				
		種苗放流			
		漁場の管理・改善			
		産卵場・育成場の整備			
		漁場監視			
		その他（以下に具体的な内容を記載。）			
	基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組				
		新たな漁具・漁法の導入			
		新規漁業への着業			
		新規養殖業への着業			
		協業化による経営収支の改善・安全性の向上			
		低・未利用資源の活用			
		品質の均一化に向けた取組			
		高付加価値化			
		流通体制改善			
		簡易加工			
		海洋レジャーへの取組			
		伝統漁法の取組			
		漁労技術の向上の取組			
		販路拡大			
		その他（以下に具体的な内容を記載。）			
3	交付金額（千円）				
		うち特認離島への交付額			

交付金額と その 使用 方法 （ 単 位 千 円 ）	当 該 年 度 の 交 付 金 の 使 用 方 法	基本交付金のうち漁業の再生に関する話し合い等					
		集落協定の管理体制における担当者の報酬					
		交付事務の委託料					
		話し合い・備品に関する経費					
	交 付 金 の 使 用 方 法	基本交付金のうち漁場の生産力の向上に関する取組 に要した経費					
		種苗放流					
		漁場の管理・改善					
		産卵場・育成場の整備					
		漁場監視					
		その他					
		基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組 に要した経費					
		新たな漁具・漁法の導入					
		新規漁業への着業					
		新規養殖業への着業					
		協業化による経営収支の改善・安全性の向上					
		低・未利用資源の活用					
		品質の均一化に向けた取組					
		高付加価値化					
		流通体制改善					
		簡易加工					
		海洋レジャーへの取組					
		伝統漁法の取組					
		漁労技術の向上の取組					
		販路拡大					
		その他					
	離島漁業再生支援推進交付金						

漁場の生産力の向上に関する取組				合計
その他				
(自由記載)				
(自由記載)				

漁場の再生に関する実践的な取組				合計
その他				
(自由記載)				
(自由記載)				

（注）「2 集落協定に位置づけられた活動内容」には取組数を記入すること。なお、一つの取組を複数回実施した場合の

取組数は、1 とする。

(別紙2)

平成○年度離島漁業再生支援交付金漁業集落実績報告

年月日

1. 対象漁業集落の概要

都道府県名：

市町村名：

島名：

協定対象漁業集落名：

協定参加世帯数：○世帯（○人）

（うち漁業世帯数：○世帯（○人））

2. 協定締結の経緯

（記載例）

～のような現状にあって○○等の課題を抱えているため、○○することを目指して離島交付金による漁業再生活動に取組むこととした。

3. 取組の内容

①漁場の生産力の向上に関する取組状況

（記載例）

～という状況のため○○を実施して○○を図ることとした。また、～という状況のため○○を実施して○○を図ることとした。また、～という状況のため○○を実施して○○を図ることとした。

※種苗放流であれば魚種や匹数など、なるべく具体的に記述すること。

②漁業の再生に関する実践的な取組状況

※書きぶりは①に同じ。

4. 取組の成果

（記載例）

○○を実施することにより新たに○○が図られ、○○の効率化が実現された。また、○○を行うことによって生産性の向上が図られた。

（注）3及び4については、主な取組について写真や数字、グラフ、図などを用いて具体的なイメージが持てるようにすることとする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度離島漁業新規就業者特別対策交付金実施計画 (変更)

水産関係地方公共団体交付金等実施要領 (平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 2 の (5) のオの (ア) (又は (イ)) の規定に基づき下記のとおり協議 (変更協議) する。

記

(単位 : 円)

島名	市町村名	対 象 漁 業 集 落 名	浜 プ ラ ン 地 区 名	新規 就 業 者 名	生 年 月 日	貸 手 の 名 称※1	交 付 先 (予 定)	契 約 期 間 (予 定)	具体的 なリー ス物件 ※2	漁 業 種 類 (予 定)	リース料 (年間)			
												国の 交付額	都道府 県負担 額	市町村 負担額
合 計														

※ 1 新規就業者と貸借契約を結ぶ者を記載する。

※ 2 漁船、漁具等のリース物件について記載。(記載例 ; 漁船 (4. 9 t F R P 船)、漁労設備 (イカ釣り)、漁具 (刺網))

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(注) 1 . 交付金の取組を実施する対象漁業集落の集落協定の写しを添付すること。

ただし、前年度に事業を実施し、かつ集落協定の内容に変更がない場合又は他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

2 . 変更協議申請における集落協定の写しの添付は、実施計画の承認以後に集落協定の内容に変更があった場合のみ必要。

ただし、他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度離島漁業新規就業者特別対策交付金実績報告

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（ 5 ）のクの規定に基づき下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

島名	市町村名	対 象 漁 業 集 落 名	浜 プ ラ ン 地 区 名	新規 就 業 者 名	生 年 月 日	貸 手 の 名 称※ 1	交 付 先	契 約 期 間	具体的 なリー ス物件 ※ 2	漁 業 種 類	リース料 (年間)			
												国の 交付額	都道府 県負担 額	市町村 負担額
合 計														

- ※ 1 新規就業者と貸借契約を結ぶ者を記載する。
- 2 漁船、漁具等のリース物件について記載。（記載例；漁船（4.9 t F R P 船）、漁労設備（イカ釣り）、漁具（刺網））

（注）計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に（ ）書きで記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度特定有人国境離島漁村支援交付金実施計画 (変更)

水産関係地方公共団体交付金等実施要領 (平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 3 の (5) のカの (ア) (又は (イ)) に基づき下記のとおり協議 (変更協議) する。

記

1. 交付金事業に必要な額

(1) 雇用を創出するための取組

(単位 : 円)

市町 村名	対象漁業 集落名	漁業 集落名	被支援 者名	職業 又は 業種	取組 区分 ※ 1	新規雇 用者数 (常勤 者) (予定)	交付金 事業に 必要な額					起業又 は事業 拡大 の内容 (予定)
								国の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	被支援者 負担額	
合 計												

※ 1 取組区分は、「起業」又は「事業拡大」と記入。

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(単位：円)

市町村名	対象漁業 集落名	漁業 集落名	代表者名	参加 人数 (予定)	交付金事業 に必要な額					活動の 具体的内容 (予定)
						国の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	漁業集落 負担額	
合 計					0	0	0	0	0	
<人件費合計>※					< 0 >					

※ < >内は人件費を記載すること。

(注) 変更協議申請の際は、変更のあった箇所を二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(注) 1. 交付金の取組を実施する対象漁業集落の集落協定の写しを添付すること。

ただし、前年度に事業を実施し、かつ集落協定の内容に変更がない場合又は他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

2. 変更協議申請における集落協定の写しの添付は、実施計画の承認以後に集落協定の内容に変更があった場合のみ必要。

ただし、他の実施計画に添付している場合は、添付不要とする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

平成〇年度特定有人国境離島漁村支援交付金実績報告

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成 2 2 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 3 の（5）のケに基づき下記のとおり報告する。

記

1. 交付金事業に必要な額

(1) 雇用を創出するための取組

(単位：円)

市町 村名	対象漁業 集落名	漁業 集落名	被支援 者名	職業 又は 業種	取組 区分 ※1	新規雇 用者数 (常勤 者)	交付金 事業に 要した額					起業又 は事業 拡大 の内容
								国の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	被支援者 負担額	
合 計												

(注) 計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(単位：円)

市町村名	対象漁業 集落名	漁業 集落名	代表者名	参加 人数	交付金事業 に要した額					活動の 具体的内容
						国の 交付額	都道府県 負担額	市町村 負担額	漁業集落 負担額	
合 計 ＜人件費合計＞※					0 ＜ 0 ＞	0	0	0	0	

(注) 計画時と変更のあった箇所は二段書きで記入すること。その際、変更前のものを上段に () 書きで記入すること。

※ ＜ ＞内は人件費を記載すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事
氏 名 （印）

平成〇年度水産業強化支援事業計画書

今般、水産業強化支援事業計画を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年 3 月 26 日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 5 の（10）のイの規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化支援事業計画を添付すること。

水産業強化支援事業計画

都道府県名

第1 資源管理目標

1 事業実施の基本的な方針

2 事業実施の必要性

3 事業内容

（1）総額

	平成〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ソフト事業		

（2）ソフト事業

都道府県名

事業No.	成果目標			実施期間
	具体的内容	目標		
		現状値 (平成○年度)	目標値 (平成○年度)	
00- 1				
00- 2				
00- 3				
00- 4				
00- 10				

--	--	--	--	--

事業No.	メニューの内容	事業実施主体	交付率	事業費	交付金要望額
00- 1				千円	千円
00- 2					
00- 3					
00- 4					
00- 10					
合 計					

(注) 1. 事業No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方を記載すること。

第2 資源増養殖目標

1 事業実施の基本的な方針

2 事業実施の必要性

3 事業内容

(1) 総額

	平成〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業	千円	千円

(うち附帯事業分)	()	()
ソフト事業		
合 計 (うち附帯事業分)	()	()

(2) ハード事業

都道府県名

事業No.	実施地区名	事業実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (平成○年度)	目標値 (平成○年度)
00- 11					
00- 12					
00- 13					
00- 14					
00- 20					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金要望額	実施期間
00- 11			千円	千円	
00- 12					
00- 13					
00- 14					

00- 20					
		2 / 3			
		5.5 / 10			
		1 / 2			
	合 計				

(注) 1. 事業No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。

4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。

5. ノリ養殖競争力強化については、メニューの内容欄に加工等の対象となるノリの養殖面積（ノリ網面積の合計をいう。）（㎡）を記載すること。

6. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお、複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

①事業計画要約調書

②費用・便益分析計算書（別表1の採択基準欄において費用・便益分析（ $B/C \geq 1$ （計画単位））としている施設に限る。）

③便益算定の根拠資料（②の提出を要する場合に限る。）

④施設位置図及び施設概要に係る資料

⑤施設整備前後の対比資料

⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）

⑦施設の管理規定

⑧事業効果を検証する体制を説明した資料

⑨施設管理台帳

⑩施設整備工程表

⑪その他水産庁長官が別途指示する資料

(3) ソフト事業

都道府県名

事業No.	成果目標			実施期間
	具体的内容	目標		
		現状値 (平成○年度)	目標値 (平成○年度)	
00- 21				
00- 22				
00- 23				
00- 24				
00- 30				

事業No.	メニューの内容	事業実施主体	交付率	事業費	交付金要望額
00- 21				千円	千円
00- 22					
00- 23					
00- 24					
00- 30					
合 計					

(注) 1. 事業No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方を記載すること。

第3 経営構造改善目標

1 事業実施の基本的な方針

2 事業実施の必要性

3 事業内容

(1) 総額

	平成〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業 (うち附帯事業分)	千円 ()	千円 ()

(2) ハード事業

都道府県名

事業No.	実施地区名	事業実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (平成〇年度)	目標値 (平成〇年度)
00- 31					
00- 32					
00- 33					
00- 34					
00- 40					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金要望額	実施期間
00- 31			千円	千円	
00- 32					
00- 33					
00- 34					
00- 40					
		2 / 3			
		5.5 / 10			
		1 / 2			
		4 / 10			
		1 / 3			
	合 計				

(注) 1. 事業No. の欄には、当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。

4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。

5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお複数年事業の2年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料（費用・便益分析計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑫その他水産庁長官が別途指示する資料

第4 漁港機能高度化目標

1 事業実施の基本的な方針

--

2 事業実施の必要性

--

3 事業内容

（1）総額

	平成〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業 (うち附帯事業分)	千円 ()	千円 ()
ソフト事業		
合 計 (うち附帯事業分)	()	()

(2) 機能向上対策（ハード事業）

都道府県名

事業No.	実施地区名	事業実施主体	成果目標		
			具体的内容	目標	
				現状値 (平成○年度)	目標値 (平成○年度)
00- 51					
00- 52					
00- 53					
00- 54					
00- 60					

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金要望額	実施期間
00- 51			千円	千円	
00- 52					

00- 53					
00- 54					
00- 60					
		2 / 3			
		5.5 / 10			
		1 / 2			
		1 / 3			
	合 計				

- (注) 1. 事業No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。
2. 成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。
3. 実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に翌年度事業分を2段目、翌々年度分を3段目に（ ）書きで記入すること。また上段に過年度実績額を〔 〕書きで記入すること。
4. 附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業No. をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。
5. 個々の事業について、施設整備内容が分かる次の資料を添付すること。

なお、複数年事業の２年目以降において、内容の変更がないものについては省略してよいものとする。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表
- ⑪対象魚種の資源動向・資源管理の取組状況に係る資料
- ⑫その他水産庁長官が別途指示する資料

（３）防災対策（ハード事業、ソフト事業）

ア ハード事業

都道府県名

事業No.	実施地区	事業メニュー	事業実施主体	交付率	事業費	交付金 要望額	実施期間
00- 61					千円	千円	
00- 62							
00- 63							
00- 64							
00- 70							
				1 / 2			
				5.5 / 10			
				2 / 3			
合 計							

00- 80							
合 計							

(注) 1. 事業No. の欄には、ハード事業とソフト事業で続けて当該年度の次に通し番号をふること（例〇〇-1、〇〇-2、〇〇-3・・・）。

- (注) 1. 各目標ごとに別葉で作成すること。
2. 該当のない目標は省略してよいものとする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事

氏 名 （印）

平成〇年度水産業強化支援事業計画変更協議書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって提出した、平成〇年度水産業強化支援事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年 3 月 26 日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 5 の（12）の規定に基づき協議する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第 1 号の別表水産業強化支援事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇都道府県知事
氏 名 (印)

水産業強化支援事業事後評価報告書

今般、水産業強化支援事業計画の実施期間が終了したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の5の（13）のアの規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化支援事業事後評価報告書を添付すること。

水産業強化支援事業事後評価報告書

		作成部署名
政策目的		
政策目標		整理番号
事業実施主体		
実施地区名		
実施期間及び目標年度		実施期間
		目標年度
		〇〇年度～〇〇年度
		〇〇年度
交付金額		
事業計画の内容		
評価	成果目標	
	現状値	(年度末時点)
	目標値	(年度末)
	(1) 現状値の説明	(統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載)
	(2) 地域への経済効果(ハード事業のみ)	(計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析)
	(3) 所見	(特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載)
	(4) 評価機関の意見等	(評価機関等の評価を受けた場合に記入)
	今後の改善方向等に関する分析	

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事

氏 名 (印)

水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設等の改善計画協議書

平成〇〇年度において水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設について、下記のとおり改善計画を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の5の（14）のイの規定に基づき協議します。

記

- 1 事業種目（必要に応じて施設等の内容を括弧書きにすること。）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模等
- 4 事業費、国費
- 5 改善計画を樹立するに至った経緯、原因
- 6 改善計画の内容
 - （1）改善計画の基本的な考え方
 - （2）改善計画後の施設の利用方法及び利用計画（現状、改善計画後が比較できる資料を添付すること。）
 - （3）改善計画が妥当である根拠（計画策定後3年間の年度別計画、支援措置等を含めて記載すること。）
 - （4）施設の改築等の内容及び費用の概算（必要に応じて）
- 7 添付書類
 - 財産管理台帳の写し
 - 施設の管理規定等の写し
 - 施設等の現況写真
 - 施設の改築等を行う場合には、改築前及び改築後の設計書又は内容が分かる図面

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事

氏 名 (印)

水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設等の改善計画履行状況報告書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で協議について異存のない旨回答いただいたこのことについて、平成〇〇年度の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種目（必要に応じ施設等の内容を括弧書きにすること。）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模等
- 4 改善計画の達成状況（改善計画策定時の3年間の年度別計画と実績が比較できる資料を添付すること。）
- 5 その他（達成状況等について、特記すべき事項を記述すること。）
- 6 添付書類
 - 財産管理台帳の写し
 - 施設の管理規定等の写し
 - 施設等の現況写真

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇〇都道府県知事

氏 名 (印)

水産業強化支援事業（〇〇目標）で設置した施設等の改善計画履行状況報告書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で協議について異存のない旨回答いただいたこのことについて、平成〇〇年度の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種目（必要に応じ施設等の内容を括弧書きにすること。）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造、規模等
- 4 改善計画の達成状況（改善計画策定時の3年間の年度別計画と実績が比較できる資料を添付すること。）
- 5 その他（達成状況等について、特記すべき事項を記述すること。）
- 6 添付書類
 - 財産管理台帳の写し
 - 施設の管理規定等の写し
 - 施設等の現況写真

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事
氏 名 (印)

平成〇〇年度水産物輸出拡大施設整備事業基本計画の（変更）承認申請書について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）
第2の6の（3）のイの（ア）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）別表の水産物輸出拡大施設整備事業（変更）基本計画を添付すること。
変更承認申請の場合には、記以下に「変更の理由」と「変更の概略」を記載すること。

水産物輸出拡大施設整備事業基本計画

1 地域名

2 地域の現況

都道府県名		関係市町村名	
地域の特徴			
水産業の役割			

輸出の対象となる水産物	
輸出の対象となる水産物の生産から流通・加工までの経路	

港湾名		所在地	
取扱量	トン	取扱金額	百万円
属地陸揚量	トン	属人陸揚量	トン
		属地陸揚金額	百万円
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻

※地域において輸出促進が図られるべき港湾について、港湾別に記入すること。
※港湾の港勢については、基本計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 輸出の現状、輸出促進のための取組、将来見込み

--

4 水産物輸出拡大施設整備事業の基本方針等

課題と問題点	
基本方針	

※水産物の品質・衛生管理の高度化、水産物輸出等の基本方針について記入すること。

5 水産物輸出拡大施設整備事業を推進するための施設整備計画の内容

計画の内容				
事業主体	施設名	計画数量	実施予定年度	備考
概要図（地域の全体図、施設等の設置場所、計画平面図など計画施設内容の分かるもの）				

6 施設整備以外の取組

--

7 水産物輸出拡大施設整備事業の推進による成果目標

--

※輸出拡大の成果目標について定量的に記載すること。

その他本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入すること。

8 基本計画の着実な推進に係る事項

--

--

※自然条件調査等の基礎調査の実施状況、地元・関係部局等との調整状況及び地域計画等における本事業の位置付け、財政措置の見通しや事業実施後の施設の管理・運営体制等について記入すること。

9 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施 設 名	施設規模・内容	本事業との関係	備 考

※水産物輸出拡大施設整備事業の事業効果が十分に発現されるために必要な、当該事業に関連する港湾施設整備等その他水産業に関する施設の現状及び整備の予定を記入すること。

施設規模欄には、計画策定時点において想定される具体的な内容として面積、棟数、箇所数等を記入すること。

備考欄には、施設整備が予定される年次及び事業主体について記入すること。

10 その他特記事項（特記事項、参考となる資料等）

写真、整備後のイメージ図等

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事
氏 名 (印)

平成〇〇年度水産物輸出拡大施設整備事業実施計画の（変更）承認申請書について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の6の（4）のイの（ア）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）別表の水産物輸出拡大施設整備事業（変更）実施計画を添付すること。

変更承認申請の場合には、記以下に「変更の理由」と「変更の概略」を記載すること。

水産物輸出拡大施設整備事業実施計画

1 地区名

2 地区の概要

港湾名					
属地陸揚量	トン	属人陸揚量	トン	属地陸揚金額	百万円
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻		
主な漁業種類			主な魚種		
地区の特徴					
水産業の役割					

※港湾の港勢については、実施計画を作成する時点で最新のデータを記入すること。

3 計画の基本方針

現在及び将来の課題・問題点	
※水産物の輸出促進の観点からみた課題・問題点について記述するとともに、将来のあるべき姿及び港勢の動向等を踏まえた上で課題・問題点について具体的かつ簡潔に記入すること。	
整備の方針	※上記の課題・問題点を解決するための整備方針及び施設整備について具体的に記入すること。

4 計画内容

都道府県名	港湾名	港湾コード	種別	所管	事業主体	港湾管理者	港湾所在地
計画施設		計画工事種目		単位	計画数量		備考

※種別欄には、重要港湾、地方港湾等を記入すること。

添付資料

- ①計画平面図（※施設の計画内容が表示されている図面とすること。）
- ②写真（※撮影時期、説明を記入すること。）
- ③費用・便益分析計算書
- ④便益算定の根拠資料（※費用便益計算書の各項目を説明した資料）

番 号
年 月 日

都道府県知事名

水 産 庁 長 官

水産物輸出拡大施設整備事業実施計画の取消について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により承認を行った水産物輸出拡大施設整備事業実施計画については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の6の（4）のオの（イ）により、事業計画の全部（一部）を取り消すこととしたので、通知する。

※一部取消しの場合にあつては、取消し内容を記した資料を添付する。

水産庁長官 殿

都道府県知事

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の申請（変更申請）について

平成 年度水産業競争力強化緊急施設整備事業計画を別添のとおり策定したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の7の（5）のアの（ア）に基づき、承認を申請する。

記

計 画 番 号：

計 画 名：

事業実施主体： 所在地
名称

（注1）計画番号は、都道府県ごとに通し番号等、一意の値を設定すること。

（注2）別添として、以下の書類を添付すること。

(別添)

水産業競争力強化緊急施設整備事業整備計画

都道府県名：
事業実施者所在地・名称：

1. 事業実施の基本方針

2. 競争力強化のための事業実施の必要性

3. 事業内容

(ア) 事業執行計画 (単位:千円)

経費区分	計画事業費							
	総額		平成	年度実施分	平成	年度実施分	平成	年度実施分
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(a) 実施設計費								
(b) 本体施設工事費								
(c) 工事雑費								
(d) 施設撤去費								
(e) 都道府県 附帯事務費								
(f) 市町村 附帯事務費								
合計								

(イ) 施設整備内容

施設 名称	施工場所 又は 設置場所	事業 メニュー	事業内容	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値 (平成○年度)	目標値 (平成○年度)
			(記載すべき事項) ・ 施工内容 : ・ 施設の規模構造 : ・ 施設の能力 (日産・月産他) ・ 施設撤去費の具体的根拠等	(記載すべき事項) 1. 目標の内容 ○○○○ 2 成果の考え方 ○○○○ 3 b / c の算出結果 ○○○○ 4 施設撤去費の考え方		

(注) 1. 同一の事業計画において、施設が複数存在する場合は、施設名称、施工場所又は設置場所、事業メニュー、事業内容を施設ごとに記載すること。

2. 目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、b / c を記載すること。

(ウ) 取組の目標 (K P I)

取組の目標 (K P I)	基準年	平成	年度：	漁業所得			千円
	目標年	平成	年度：	漁業所得			千円
	増加額			千円	増加率		%

(注) 1. 施設整備事業計画に関連する浜の活力再生広域プラン又は浜の活力再生プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後5年以内に受益対象漁業者の漁業所得を10%以上向上させる取組の目標 (K P I) を記載すること。

2. その他施設整備内容が分かる以下の資料を添えて提出すること。

- ①事業計画要約調書
- ②費用・便益分析計算書
- ③便益算定の根拠資料 (費用便益計算書の各項目を説明した資料)
- ④施設位置図及び施設概要に係る資料
- ⑤施設整備前後の対比資料
- ⑥施設の利用計画書・収支計画書 (収支を伴う施設の場合のみ)
- ⑦施設の管理規定
- ⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
- ⑨施設管理台帳
- ⑩施設整備工程表

番 号
年 月 日

都道府県知事名

水 産 庁 長 官

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の承認（変更承認）について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件については、審査の結果、承認したので、通知する。

記

計 画 番 号：

計 画 名：

事業実施主体： 所在地
名称

番 号
年 月 日

都道府県知事名

水 産 庁 長 官

水産業競争力強化緊急施設整備事業計画の取消しについて

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●●号により承認を行った下記の水産業競争力強化緊急施設整備事業計画については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の7の（5）のオの（ア）により、事業計画の全部（一部）を取り消すこととしたので、通知する。

記

計 画 番 号 :

計 画 名 :

事業実施主体：所在地

名称

※一部取消しの場合にあっては、取消内容を記した資料を添付する。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事

平成●●年度 水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書

今般、水産業競争力強化緊急施設整備事業の実施期間が終了したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2の7の（6）のＡに基づき、事後評価報告書を提出する。

（注）別表の水産業競争力強化緊急施設整備事業事後評価報告書を添付すること。

なお、事後評価報告書作成に当たっては、別途定める評価手法・対応措置に基づき、これを実施することとする。

				作成部署名		
目的						
目標				整理番号		
事業実施主体						
実施地区						
実施期間及び目標年度		実施期間		目標年度		
		〇〇年度～〇〇年度		〇〇年度		
助成金額						
事業計画の内容						
評価	取組の目標（K P I）					
	基準年	（ 年度時点）		千円		
	現状値	（ 年度末時点）		千円	増加率	%
	目標値	（ 年度末）		千円	増加率	%
	成果目標					
	現状値	（ 年度末時点）				
	目標値	（ 年度末）				
	（１）現状値の説明		（統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載）			
	（２）地域への経済効果		（計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析）			

	(3) 所見	(特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載)
	(4) 評価機関の意見等	(評価機関等の評価を受けた場合に記入)
今後の改善方向等に関する分析		